

愛知地方最低賃金審議会
第2回愛知県最低賃金専門部会

日時 令和6年7月29日(月)
午後1時30分～
場所 桜華会館本館2階
梅の間

会 議 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 令和6年度愛知県最低賃金の改正について

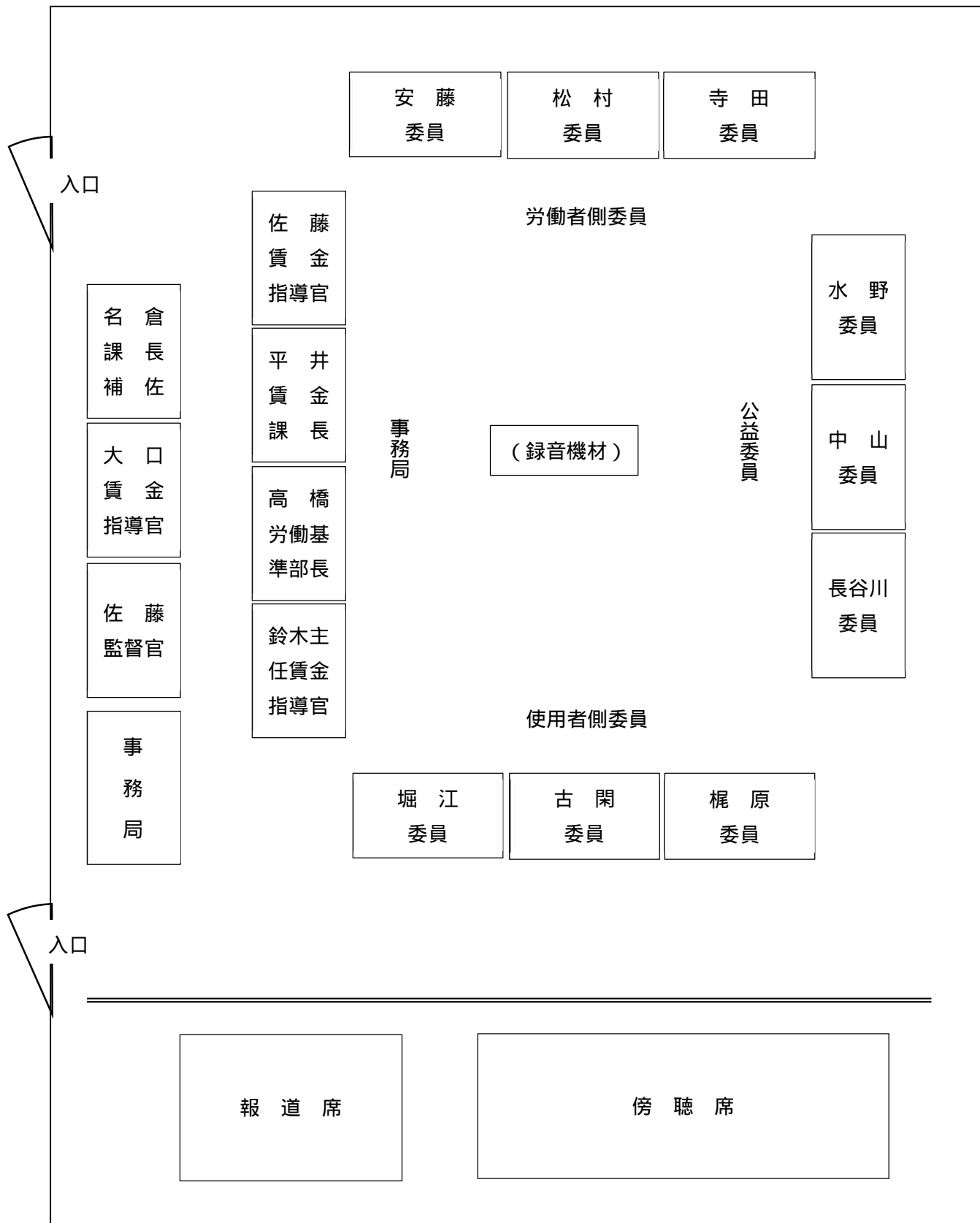
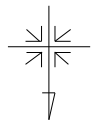
(2) その他

3 閉 会

次 回(第3回)
令和6年7月31日(水)
午後1時30分～
桜華会館本館2階
梅の間

愛知地方最低賃金審議会 第2回愛知県最低賃金専門部会 配席図

令和6年7月29日(月)
午後1時30分~
桜華会館2階 梅の間



入口

名倉
課長
補佐

大口
賃金
指導官

佐藤
監督官

事
務
局

佐藤
賃金
指導官

平井
賃金
課長

高橋
労働基
準部長

鈴木主
任賃金
指導官

安藤
委員

松村
委員

寺田
委員

労働者側委員

事務局

(録音機材)

公益委員

水野
委員

中山
委員

長谷川
委員

使用者側委員

堀江
委員

古閑
委員

梶原
委員

入口

報道席

傍聴席

資 料 目 次

資料

- 1．令和6年度地域別最低賃金改定の目安について（答申） … P 1
 - （1）令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解
 - （2）中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（写）

- 2．令和6年 最低賃金に関する基礎調査について（確定値） … P39
 - （1）総括表1（産業・就業形態別の賃金階級別、規模別、地域別、年齢別表）
 - （2）総括表2（産業・就業形態別の賃金階級別、性別年齢別表）

- 3．未満率・影響率の推移（平成26年度～令和5年度版） … P49

- 4．最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和5年度版 … P50

【別途資料】中央最低賃金審議会資料（追加）

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

令和6年7月24日

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見えた場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事

業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間15回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年10月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第7回（最終）集計結果で、全体で5.10%、中小でも4.45%となっており、昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第1回集計）では、大手企業で5.58%、中小企業では3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で3.62%、20人以下の企業で3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で3.43%、20人以下で3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率（ランク計）は2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成14年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率（ランク計）は2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第4表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30

人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引き上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加（16.9%→19.6%）、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加（63.0%→67.2%）し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加（19.6%→23.4%）し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割（8.8%）の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2

年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加

え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執

行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要

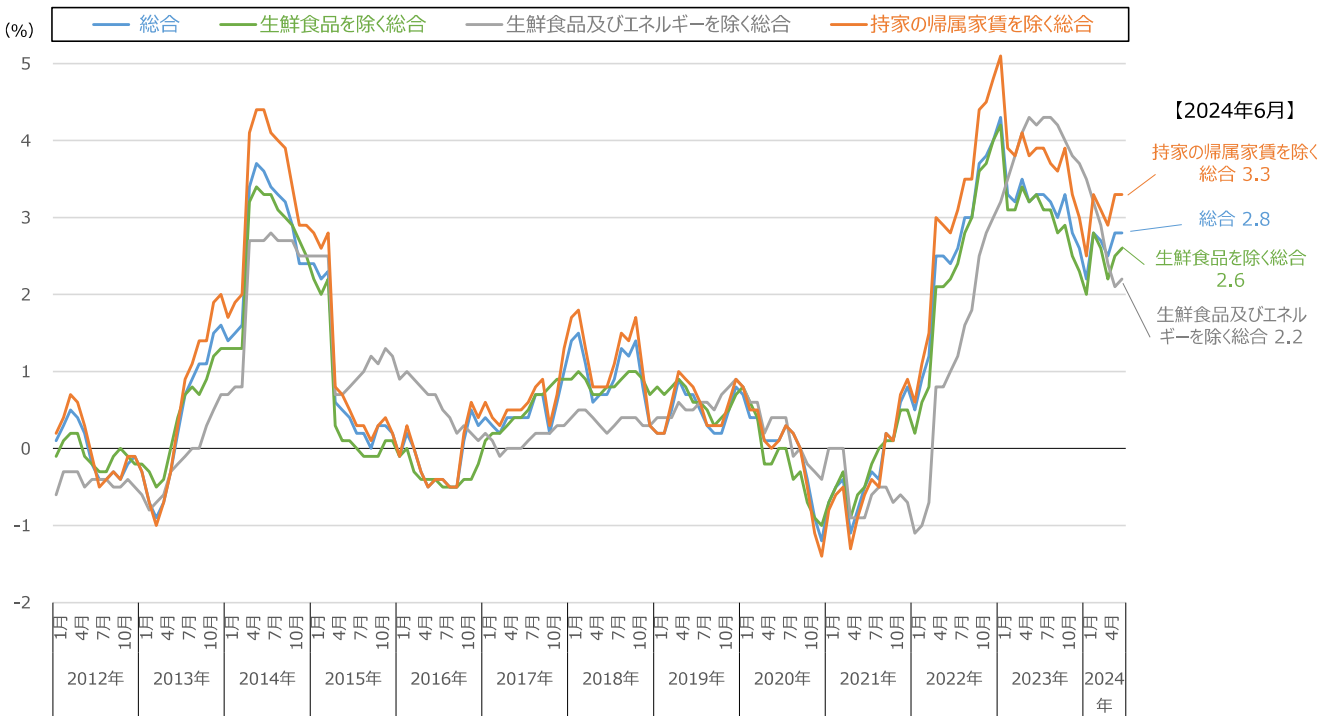
である。

参考資料

消費者物価指数の推移(対前年同月比)

- 2024年6月の消費者物価指数の「総合」は+2.8%、「生鮮食品を除く総合」は+2.6%、「生鮮食品及びエネルギーを除く総合」は+2.2%、「持家の帰属家賃を除く総合」は+3.3%となっている(いずれも対前年同月比)。
- 物価の上昇は2023年以降、減少の傾向にあるものの、足下はプラスで推移している。

消費者物価指数の推移 (対前年同月比)



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」

2023 (R5) 年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移

○ 消費者物価指数の対前年上昇率について、2023年10月以降、全国では2.5%～3.9%で推移し、2023年10月～2024年6月平均の対前年同期の上昇率は3.2%となっている。

(単位：%)

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
全 国	3.9	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	2.9	3.3	3.3	3.2
A ランク	3.7	3.1	2.6	2.1	3.0	2.9	2.7	3.1	3.2	3.0
B ランク	3.8	3.3	3.0	2.5	3.3	3.1	3.1	3.4	3.4	3.2
C ランク	4.0	3.6	3.4	3.0	3.8	3.5	3.2	3.6	3.4	3.5

資料出所 総務省「消費者物価指数」

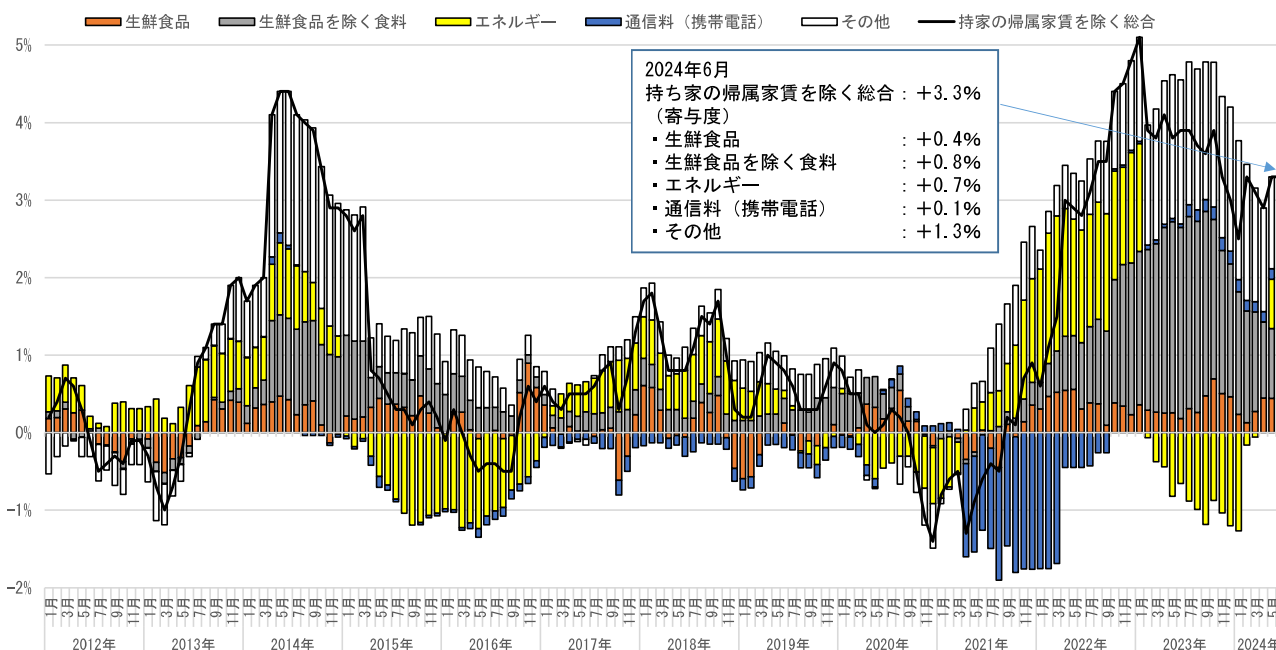
- (注) 1 指数は、「持家の帰属家賃を除く総合」を用いた。
 2 各ランクの数値は都道府県の県庁所在地における指数を労働基準局賃金課にて単純平均し、その対前年上昇率を算出したものである。
 3 各ランクは、2023年度からの適用区分である。
 4 「2023年10月～2024年6月」の上昇率は、「同期の指数の単純平均」の「前年同期の指数の単純平均」に対する上昇率。

2

消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度の推移

○ 消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」(前年同月比)は、2024年6月に+3.3%となっているが、主な項目別の寄与度をみると、生鮮食品を除く食料やエネルギーの寄与度が大きい。またエネルギーは、2023年2月以降マイナスの寄与度が大きかったが、2024年2月以降マイナスの寄与度は小さくなり、2024年5月以降はプラスに寄与している。

消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）の前年同月比の主な項目別寄与度の推移



(資料出所) 総務省「消費者物価指数」をもとに厚生労働省労働基準局にて作成。

(注) 1. 各項目の寄与度は、「当該項目のウェイト÷持家の帰属家賃を除く総合のウェイト×(当月の当該項目の指数-前年同月の当該項目の指数)÷前年同月の持家の帰属家賃を除く総合の指数」により算出。

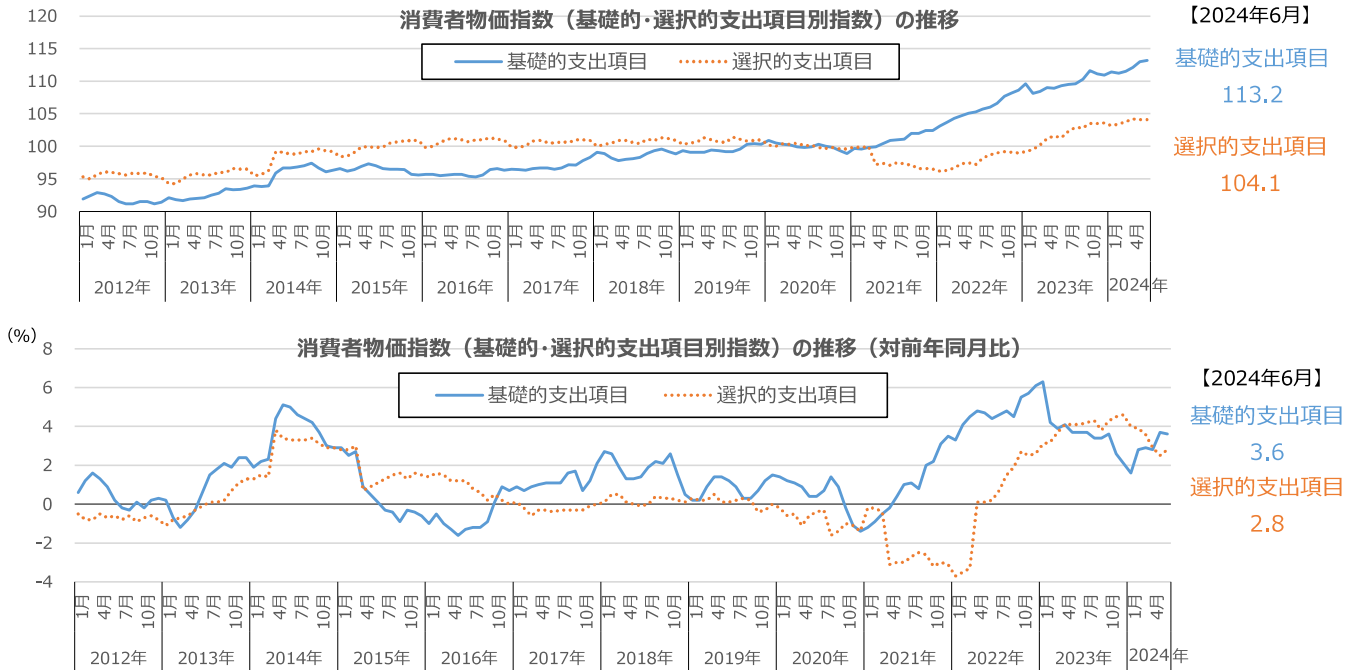
2. 「その他」の寄与度は、持家の帰属家賃を除く総合の前年同月比から各項目の寄与度を控除した残差として計算。

3. 「エネルギー」は、電気代、都市ガス代、プロパンガス、灯油及びガソリン。

3

消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移

○ 消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数を見ると、「基礎的支出項目」は2021年以降、「選択的支出項目」は2022年以降上昇を継続している。



（資料出所）総務省「消費者物価指数」

（注）1. 基礎的支出項目（必需品的なもの）とは、支出弾力性が1.00未満の支出項目であり、食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなどが該当。
 選択的支出項目（贅沢品のなもの）とは、支出弾力性が1.00以上の支出項目であり、教育費、教養娯楽用耐久財、月謝などが該当。
 2. 支出弾力性とは、消費支出総額が1%変化する時に各財・サービス（支出項目）が何%変化するかを示した指標。
 3. 基礎的支出項目・選択的支出項目別指数は、持家の帰属家賃を除く総合から作成されている。

4

電気・ガス価格激変緩和対策事業

（総予算額：3兆7,490億円 うち2022年度第2次補正：3兆1,074億円、2023年度補正：6,416億円）

- ・ 電気・都市ガスの小売事業者等が、**需要家の使用量に応じ、電気・都市ガス料金の値引きを実施。**
- ・ **当該措置は2024年5月使用分まで講じ、同5月使用分については激変緩和の幅を縮小する。**

値引き単価

2024年4月使用分まで

<電気>

低圧：3.5円/kWh

高圧：1.8円/kWh

<都市ガス>

15円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

2024年5月使用分

<電気>

低圧：1.8円/kWh

高圧：0.9円/kWh

<都市ガス>

7.5円/m³

※家庭及び年間契約量1,000万m³未満の企業等が対象

5

消費者物価指数に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果の推移

- 消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果は、2024年6月では、-0.25となっている。2023年2月～9月は-1.01～-0.98、2023年10月～2024年5月は-0.49～-0.48で推移していた。

消費者物価指数「総合」に対する「電気・ガス価格激変緩和対策事業」による押し下げ効果（寄与度）試算値

2023年											2024年					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
-1.01	-1.00	-1.00	-1.00	-1.00	-0.99	-0.99	-0.98	-0.49	-0.49	-0.49	-0.48	-0.49	-0.49	-0.48	-0.48	-0.25

（資料出所）総務省「消費者物価指数」

<電気・ガス価格激変緩和対策事業 値引き単価>

2023年1～8月使用分 低圧契約は1kWh当たり7円、高圧契約は1kWh当たり3.5円、都市ガス料金は1㎡当たり30円

2023年9月～2024年4月使用分 低圧契約は1kWh当たり3.5円、高圧契約は1kWh当たり1.8円、都市ガスは1㎡当たり15円

2024年5月使用分 電気の低圧契約は1kWh当たり1.8円、高圧契約は1kWh当たり0.9円、都市ガスは1㎡当たり7.5円

※都市ガスは年間契約量が1,000万㎡未満の家庭や企業等が対象

6

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）の対前年上昇率の推移

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

（単位：％）

	2023年			2024年						2023年10月～ 2024年6月 平均	2022年10月～ 2023年6月 平均
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
頻繁に購入	8.3	6.4	6.6	5.6	4.8	4.8	4.5	4.0	3.5	5.4	4.8

【参考】「頻繁に購入する品目」の構成

食パン	鶏卵	せんべい
あんパン	キャベツ	ポテトチップス
カレーパン	ねぎ	チョコレート
ゆでうどん	レタス	アイスクリーム
カップ麺	もやし	おにぎり
中華麺	にんじん	調理パン
かまぼこ	たまねぎ	サラダ
豚肉（国産品）	きゅうり	茶飲料
豚肉（輸入品）	トマト	コーヒー飲料A
鶏肉	ピーマン	野菜ジュース
ハム	しめじ	炭酸飲料
ソーセージ	豆腐	ポリ袋
牛乳	油揚げ	診療代
ヨーグルト	納豆	ガソリン
チーズ（国産品）	バナナ	

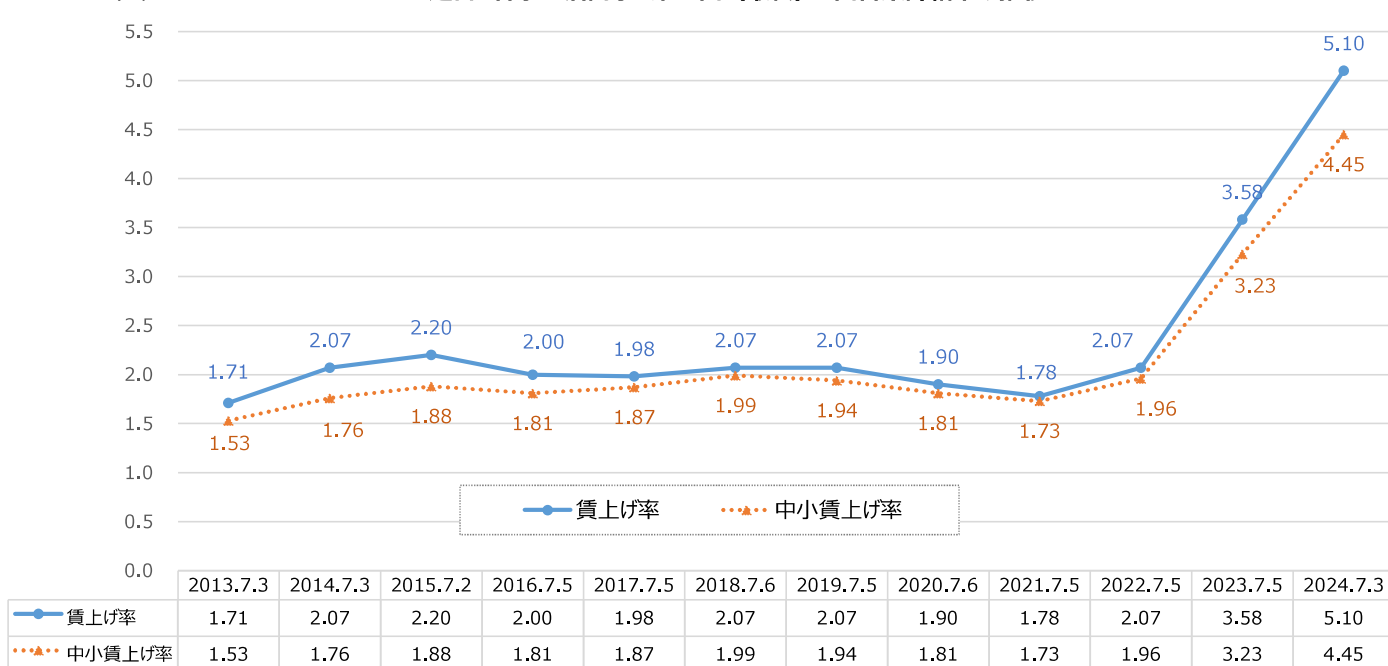
（資料出所）総務省「消費者物価指数」

7

連合 春季賃上げ妥結状況

○ 連合の春闘第7回(最終)回答集計結果(7月3日公表)では、全体の賃上げ率は5.10%(中小賃上げ率は4.45%)となっており、比較可能な2013年以降で最も高い。

連合 春季生活闘争 第7回(最終) 回答集計結果の推移



(資料出所) 連合「2024春季生活闘争第7回(最終)回答集計結果」(2024年7月3日)をもとに厚生労働省労働基準局において作成
(注) 各年データは平均賃金方式(加重平均)による定昇相当込み賃上げ率。

8

連合 春季賃上げ妥結状況(有期・短時間・契約等労働者)

連合(有期・短時間・契約等労働者)

第7回(最終)回答集計結果(令和6年7月3日)

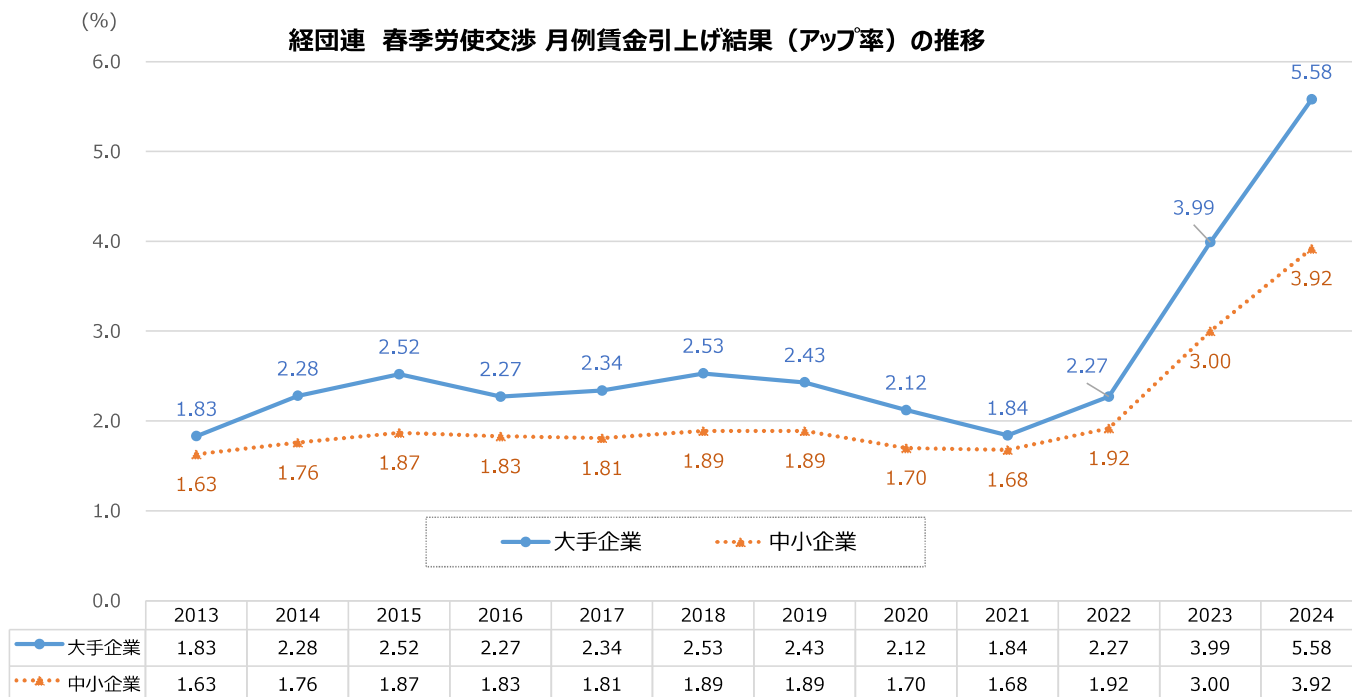
			単純平均	加重平均
時給	386組合 885,369人	賃上げ額	53.78円(39.74円)	62.70円(52.78円)
		引上げ率	—	5.74%(5.01%)
		平均時給	1,148.92円(1,091.78円)	1,155.02円(1,095.67円)
月給	146組合 27,845人	賃上げ額	9,137円(6,647円)	10,869円(6,828円)
		賃上げ率	4.23%(3.09%)	4.98%(3.18%)

(注) ()内の数値は、令和5年7月5日付 第7回(最終)回答集計結果。

9

経団連 春季賃上げ妥結状況

○ 2024年の経団連 春季労使交渉月例賃金引上げ結果では、アップ率は大手企業5.58%（第1回集計）、中小企業3.92%（第1回集計）となっている。



（資料出所）経団連「春季労使交渉・大手企業業種別妥結結果」「春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」「2024年春季労使交渉・大手企業業種別回答状況」「2024年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況」をもとに、厚生労働省労働基準局において作成。
（注）2023年までは最終集計結果、2024年は第1回集計結果

10

日商 中小企業の賃金改定に関する調査

日商 中小企業の賃金改定に関する調査(令和6年6月5日)

		(加重平均)	
正社員 (月給)	全体	9,662円	
	1,586社	3.62%	
	20人以下	8,801円	
	709社	3.34%	
パート・ アルバイト (時給)	全体	37.6円	
	1,070社	3.43%	
	20人以下	43.3円	
	450社	3.88%	

- (注) 1 前年4月と当年4月の両期間に在籍し、かつ雇用形態や労働時間の変更が無い従業員が対象。
2 1,979社が回答し、無回答や異常値のうち回答企業からの確認が取れなかったものについては集計より除外。

11

賃金改定状況調査結果第4表①

第4表① 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（男女別内訳）

性 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年			
	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月		
男 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
女 計	A	1,838	1,873	1.9	2.0	1,844	1,870	1.4	1.6	1,887	1,925	2.0	2.5	2,104	2,138	1.6	3.1	1,443	1,504	4.2	1.5	1,688	1,690	0.1	1.8	1,882	1,959	4.1	1.3	1,871	1,900	1.5	1.6
	B	1,591	1,618	1.7	1.6	1,587	1,624	2.3	2.3	1,579	1,607	1.8	1.4	1,999	2,017	0.9	1.5	1,301	1,302	0.1	1.0	1,493	1,525	2.1	2.1	1,753	1,735	-1.0	1.2	1,602	1,635	2.1	0.8
	C	1,418	1,460	3.0	1.6	1,393	1,437	3.2	1.9	1,406	1,437	2.2	2.0	1,776	1,827	2.9	0.3	1,189	1,239	4.2	2.3	1,228	1,283	4.5	3.3	1,448	1,494	3.2	0.1	1,529	1,577	3.1	1.3
	計	1,669	1,701	1.9	1.8	1,666	1,699	2.0	1.9	1,673	1,706	2.0	2.0	2,028	2,058	1.5	2.2	1,350	1,384	2.5	1.3	1,536	1,559	1.5	2.1	1,763	1,795	1.8	1.1	1,699	1,732	1.9	1.2
男 計	A	1,428	1,463	2.5	2.6	1,297	1,338	3.2	2.3	1,414	1,438	1.7	2.2	1,601	1,643	2.6	2.5	1,163	1,199	3.1	3.6	1,341	1,385	3.3	0.6	1,574	1,609	2.2	1.9	1,520	1,548	1.8	5.2
	B	1,232	1,268	2.9	2.1	1,143	1,180	3.2	2.4	1,181	1,214	2.8	1.7	1,452	1,474	1.5	2.8	1,082	1,116	3.1	2.8	1,136	1,181	4.0	2.7	1,403	1,439	2.6	1.9	1,186	1,228	3.5	2.4
	C	1,138	1,168	2.6	2.3	993	1,028	3.5	2.9	1,144	1,169	2.2	2.4	1,342	1,388	3.4	1.8	1,022	1,037	1.5	2.2	1,037	1,071	3.3	3.4	1,225	1,264	3.2	2.0	1,183	1,214	2.6	2.2
	計	1,298	1,333	2.7	2.3	1,185	1,223	3.2	2.4	1,267	1,296	2.3	1.9	1,516	1,550	2.2	2.6	1,103	1,135	2.9	3.1	1,209	1,252	3.6	1.9	1,447	1,484	2.6	1.9	1,321	1,357	2.7	3.8

12

賃金改定状況調査結果第4表②

第4表② 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（一般・パート別内訳）

職業 形態 ランク	産業計				製造業				卸売業、小売業				学術研究、専門・技術サービス業				宿泊業、飲食サービス業				生活関連サービス業、娯楽業				医療、福祉				サービス業（他に分類されないもの）				
	1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		1時間当たり賃金額		賃金上昇率		
	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年	R 5年	R 6年			
	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月	6月		
一般 パート 計	A	1,601	1,637	2.2	2.3	1,645	1,677	1.9	1.7	1,641	1,670	1.8	2.3	1,838	1,875	2.0	2.6	1,261	1,306	3.6	2.8	1,452	1,484	2.2	1.1	1,615	1,655	2.5	1.8	1,728	1,756	1.6	3.2
	B	1,383	1,416	2.4	2.0	1,432	1,469	2.6	2.3	1,377	1,409	2.3	1.5	1,705	1,724	1.1	2.1	1,140	1,165	2.2	2.4	1,249	1,288	3.1	2.3	1,443	1,475	2.2	1.9	1,430	1,467	2.6	1.3
	C	1,253	1,287	2.7	2.1	1,232	1,274	3.4	2.2	1,270	1,298	2.2	2.2	1,554	1,602	3.1	0.9	1,071	1,094	2.1	2.2	1,107	1,146	3.5	3.4	1,255	1,296	3.3	1.8	1,410	1,444	2.4	1.6
	計	1,454	1,488	2.3	2.1	1,493	1,528	2.3	2.1	1,464	1,495	2.1	1.9	1,756	1,787	1.8	2.2	1,177	1,210	2.8	2.6	1,315	1,351	2.7	1.8	1,487	1,523	2.4	1.9	1,547	1,580	2.1	2.2
一般 計	A	1,827	1,867	2.2	2.2	1,828	1,856	1.5	1.5	1,886	1,919	1.7	1.9	1,934	1,980	2.4	2.5	1,567	1,652	5.4	1.2	1,668	1,705	2.2	1.8	1,751	1,801	2.9	2.2	1,898	1,933	1.8	3.4
	B	1,543	1,571	1.8	2.0	1,519	1,553	2.2	2.5	1,558	1,588	1.9	1.8	1,801	1,814	0.7	1.8	1,423	1,405	-1.3	2.7	1,428	1,444	1.1	2.5	1,504	1,533	1.9	1.6	1,548	1,587	2.5	1.2
	C	1,366	1,407	3.0	1.9	1,321	1,366	3.4	2.1	1,383	1,423	2.9	2.0	1,621	1,668	2.9	1.2	1,249	1,271	1.8	1.5	1,224	1,249	2.0	2.9	1,309	1,355	3.5	1.7	1,459	1,503	3.0	1.2
	計	1,629	1,664	2.1	2.0	1,610	1,644	2.1	2.1	1,658	1,690	1.9	1.9	1,847	1,881	1.8	2.1	1,455	1,488	2.1	2.2	1,502	1,526	1.6	2.2	1,562	1,601	2.5	1.8	1,669	1,708	2.3	2.3
パート 計	A	1,281	1,309	2.2	2.6	1,178	1,223	3.8	2.7	1,245	1,269	1.9	3.2	1,437	1,440	0.2	3.2	1,137	1,167	2.6	3.5	1,228	1,253	2.0	-0.2	1,477	1,507	2.0	1.6	1,347	1,360	1.0	2.3
	B	1,131	1,171	3.5	1.7	1,113	1,161	4.3	1.7	1,066	1,093	3.5	0.9	1,281	1,324	3.4	3.3	1,056	1,094	3.6	2.3	1,091	1,150	5.4	2.1	1,353	1,389	2.7	2.4	1,118	1,148	2.7	1.2
	C	1,054	1,077	2.2	2.5	940	972	3.4	2.3	1,074	1,081	0.7	2.7	1,109	1,166	5.1	-1.1	987	1,011	2.4	2.5	963	1,020	5.9	4.4	1,159	1,190	2.7	1.9	1,194	1,194	-0.8	3.3
	計	1,185	1,218	2.8	2.1	1,125	1,168	3.8	2.1	1,134	1,162	2.5	2.1	1,351	1,373	1.6	3.0	1,077	1,111	3.2	2.7	1,132	1,178	4.1	1.4	1,388	1,421	2.4	1.9	1,227	1,246	1.5	1.5

13

賃金改定状況調査結果第4表③

第4表③ 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率（令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計）

性 従業員 形態	産業計		製造業		卸売業、小売業		学術研究、専門・技術サービス業		宿泊業、飲食サービス業		生活関連サービス業、娯楽業		医療、福祉		サービス業（他に分類されないもの）																		
	賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率		賃金上昇率																		
	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月	R5年 6月	R6年 6月																	
計	A	1,611	1,635	2.7	2.4	1,653	1,698	2.7	2.4	1,654	1,696	2.5	2.0	1,842	1,891	2.7	3.1	1,274	1,317	3.4	3.8	1,451	1,490	2.7	1.6	1,620	1,667	2.9	2.3	1,744	1,784	2.3	2.2
	B	1,391	1,431	2.9	2.4	1,441	1,483	2.9	2.6	1,386	1,428	3.0	1.8	1,723	1,753	1.7	3.1	1,142	1,176	3.0	3.0	1,252	1,295	3.4	3.3	1,446	1,487	2.8	2.3	1,444	1,484	2.8	2.6
	C	1,259	1,298	3.1	2.7	1,237	1,282	3.6	3.0	1,279	1,313	2.7	2.6	1,572	1,622	3.2	2.3	1,080	1,101	1.9	3.1	1,108	1,158	4.5	3.1	1,255	1,304	3.9	2.6	1,414	1,452	2.7	2.6
	計	1,462	1,503	2.8	2.5	1,501	1,545	2.9	2.5	1,475	1,516	2.8	2.0	1,767	1,809	2.4	3.0	1,184	1,220	3.0	3.4	1,316	1,358	3.2	2.6	1,490	1,534	3.0	2.3	1,561	1,600	2.5	2.4
男	A	1,852	1,898	2.5	2.2	1,849	1,895	2.5	2.2	1,902	1,950	2.5	1.7	2,106	2,151	2.1	2.8	1,477	1,531	3.7	2.9	1,688	1,714	1.5	2.1	1,910	1,965	2.9	2.6	1,885	1,926	2.2	2.2
	B	1,599	1,639	2.5	2.3	1,598	1,643	2.8	2.6	1,587	1,634	3.0	1.8	2,016	2,045	1.4	3.1	1,290	1,306	1.2	2.0	1,484	1,522	2.6	3.7	1,781	1,801	1.1	2.3	1,609	1,649	2.5	2.4
	C	1,429	1,474	3.1	2.5	1,399	1,450	3.6	2.9	1,414	1,455	2.9	2.6	1,799	1,844	2.5	2.0	1,215	1,265	4.0	2.5	1,232	1,290	4.7	3.5	1,453	1,494	2.8	1.5	1,541	1,583	2.7	2.4
	計	1,680	1,723	2.6	2.3	1,674	1,720	2.7	2.4	1,684	1,730	2.7	1.9	2,038	2,076	1.9	2.8	1,363	1,400	2.7	2.4	1,532	1,569	2.4	2.9	1,787	1,826	2.2	2.4	1,709	1,750	2.4	2.3
女	A	1,433	1,474	2.9	2.7	1,305	1,349	3.4	2.8	1,423	1,460	2.6	2.4	1,605	1,656	3.2	3.4	1,167	1,203	3.1	4.5	1,338	1,382	3.3	1.2	1,575	1,620	2.9	2.2	1,532	1,569	2.4	2.3
	B	1,237	1,277	3.2	2.5	1,148	1,186	3.3	2.7	1,188	1,225	3.1	1.8	1,462	1,493	2.1	3.1	1,088	1,129	3.8	3.5	1,143	1,188	3.9	3.0	1,402	1,446	3.1	2.3	1,191	1,231	3.4	2.9
	C	1,141	1,176	3.1	2.8	993	1,030	3.7	3.1	1,152	1,180	2.4	2.6	1,352	1,407	4.1	2.9	1,027	1,039	1.2	3.5	1,036	1,083	4.5	3.1	1,224	1,274	4.1	2.7	1,183	1,213	2.5	2.9
	計	1,302	1,342	3.1	2.6	1,191	1,231	3.4	2.8	1,276	1,311	2.7	2.2	1,523	1,567	2.9	3.3	1,108	1,143	3.2	3.8	1,211	1,256	3.7	2.3	1,447	1,492	3.1	2.3	1,329	1,367	2.9	2.6
一般	A	1,836	1,885	2.7	2.4	1,833	1,879	2.5	2.3	1,895	1,941	2.4	1.8	1,934	1,985	2.6	3.1	1,604	1,665	3.8	2.6	1,669	1,715	2.8	2.4	1,758	1,813	3.1	2.7	1,910	1,960	2.6	2.3
	B	1,547	1,587	2.6	2.5	1,530	1,571	2.7	2.7	1,558	1,604	3.0	1.8	1,809	1,837	1.5	3.1	1,400	1,419	1.4	3.1	1,423	1,452	2.0	3.9	1,510	1,548	2.5	2.4	1,562	1,604	2.7	2.3
	C	1,371	1,418	3.4	2.7	1,326	1,375	3.7	3.0	1,389	1,434	3.2	2.6	1,636	1,687	3.1	2.6	1,250	1,282	2.6	2.1	1,225	1,269	3.6	3.0	1,311	1,366	4.2	2.8	1,468	1,512	3.0	2.2
	計	1,635	1,680	2.8	2.4	1,619	1,662	2.7	2.6	1,662	1,708	2.8	1.9	1,852	1,894	2.3	3.0	1,458	1,497	2.7	2.7	1,500	1,538	2.5	3.0	1,568	1,615	3.0	2.6	1,683	1,728	2.7	2.3
パート	A	1,283	1,318	2.7	2.6	1,183	1,223	3.4	2.6	1,250	1,285	2.8	2.3	1,431	1,465	2.4	2.9	1,138	1,173	3.1	4.4	1,224	1,254	2.5	0.3	1,479	1,517	2.6	1.8	1,354	1,369	1.1	2.1
	B	1,133	1,175	3.7	2.4	1,112	1,164	4.7	2.1	1,060	1,095	3.3	1.9	1,310	1,349	3.0	2.9	1,060	1,099	3.7	3.1	1,096	1,151	5.0	2.4	1,349	1,395	3.4	2.1	1,111	1,145	3.1	3.4
	C	1,058	1,083	2.4	2.7	938	973	3.7	2.6	1,080	1,095	1.4	2.6	1,134	1,171	3.3	-0.8	992	1,008	1.6	3.8	962	1,021	6.1	3.6	1,155	1,190	3.0	1.8	1,194	1,210	1.3	3.9
	計	1,187	1,224	3.1	2.4	1,126	1,171	4.0	2.3	1,140	1,172	2.8	2.2	1,361	1,397	2.6	2.7	1,081	1,116	3.2	3.8	1,132	1,178	4.1	1.6	1,387	1,428	3.0	1.9	1,226	1,250	2.0	2.8

（資料注）第4表①、②の集計労働者29,463人のうち、本表の集計対象となる令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者は24,639人（83.6%）。

法人企業統計による企業収益①（年度）

（単位：億円、％）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常利益	規模計	645,861	682,201	749,872	835,543	839,177	714,385	628,538	839,247	952,800
	前年度比	8.3	5.6	9.9	11.4	0.4	▲ 14.9	▲ 12.0	33.5	13.5
	資本金規模1,000万円以上	620,351	657,908	718,663	799,926	802,784	686,739	600,970	814,644	910,804
	前年度比	7.4	6.1	9.2	11.3	0.4	▲ 14.5	▲ 12.5	35.6	11.8
	" 10億円以上	374,204	402,359	424,325	462,998	482,378	416,995	370,705	495,341	573,614
	前年度比	7.5	7.5	5.5	9.1	4.2	▲ 13.6	▲ 11.1	33.6	15.8
	" 1億円～10億円	96,020	99,865	111,773	130,045	136,617	115,306	104,222	140,200	150,904
	前年度比	13.6	4.0	11.9	16.3	5.1	▲ 15.6	▲ 9.6	34.5	7.6
	" 1,000万円～1億円	150,127	155,684	182,566	206,883	183,789	154,438	126,043	179,103	186,286
	前年度比	3.8	3.7	17.3	13.3	▲ 11.2	▲ 16.0	▲ 18.4	42.1	4.0
" 1,000万円未満	25,510	24,293	31,209	35,617	36,392	27,646	27,568	24,603	41,996	
前年度比	34.3	▲ 4.8	28.5	14.1	2.2	▲ 24.0	▲ 0.3	▲ 10.8	70.7	
売上高経常利益率	規模計	4.5	4.8	5.2	5.4	5.5	4.8	4.6	5.8	6.0
	資本金規模1,000万円以上	4.7	5.0	5.4	5.7	5.7	5.1	4.8	6.2	6.4
	" 10億円以上	6.6	7.4	7.9	8.1	8.2	7.4	7.2	9.1	9.6
	" 1億円～10億円	3.8	3.9	4.2	4.5	4.6	4.0	3.9	5.0	5.0
	" 1,000万円～1億円	3.0	3.1	3.5	3.8	3.6	3.1	2.7	3.6	3.5
	" 1,000万円未満	2.1	2.0	2.6	2.6	2.7	2.2	2.3	2.0	2.9

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

法人企業統計による企業収益②（四半期）

（単位：億円、％）

	令和4年				令和5年				令和6年	
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
経常利益	資本金規模1,000万円以上	228,323	283,181	198,098	223,768	238,230	316,061	237,975	252,754	274,279
	前年同期比	13.7	17.6	18.3	▲ 2.8	4.3	11.6	20.1	13.0	15.1
	〃 10億円以上	124,141	200,931	121,094	125,200	123,862	220,392	140,332	152,326	136,516
	前年同期比	18.2	23.2	27.3	6.4	▲ 0.2	9.7	15.9	21.7	10.2
	〃 1億円～10億円	40,289	37,369	35,024	40,225	39,747	40,227	44,412	46,316	49,086
	前年同期比	19.3	16.7	13.2	▲ 2.9	▲ 1.3	7.6	26.8	15.1	23.5
売上高経常利益率	資本金規模1,000万円以上	6.3	8.4	5.7	6.0	6.3	8.9	6.5	6.5	7.1
	〃 10億円以上	8.3	14.0	8.1	8.1	7.9	15.0	9.4	9.5	8.8
	〃 1億円～10億円	5.2	5.2	4.6	4.9	4.8	4.9	5.1	5.2	5.5
	〃 1,000万円～1億円	4.8	3.7	3.4	4.3	5.4	4.3	4.1	3.9	6.2
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8
	前年同期比	3.1	▲ 1.6	1.3	▲ 18.0	16.8	23.5	26.8	▲ 7.3	18.8

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

2 四半期別調査は、資本金規模1,000万円以上の企業が対象。

16

法人企業統計による資本金規模別労働分配率

（単位：％）

労働分配率	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	参考：母集団数 (単位：社)
	規模計	68.8	67.5	67.6	66.2	66.3	68.6	71.5	68.9	67.5
資本金規模1,000万円以上	67.0	65.4	65.2	64.1	64.5	66.6	69.3	66.0	65.0	909,127
〃 10億円以上	55.0	52.8	53.7	51.7	51.3	54.9	57.6	52.4	51.2	4,738
〃 1億円～10億円	69.1	68.0	66.5	65.8	65.6	67.8	69.6	66.0	65.1	25,894
〃 1,000万円～1億円	76.4	75.3	74.3	74.2	76.0	77.1	80.0	78.8	77.3	878,495
〃 1,000万円未満	81.1	82.3	83.4	80.3	78.5	82.3	86.5	91.0	84.6	2,032,488

資料出所 財務省「法人企業統計」

（注）1 金融業、保険業を除く全産業。

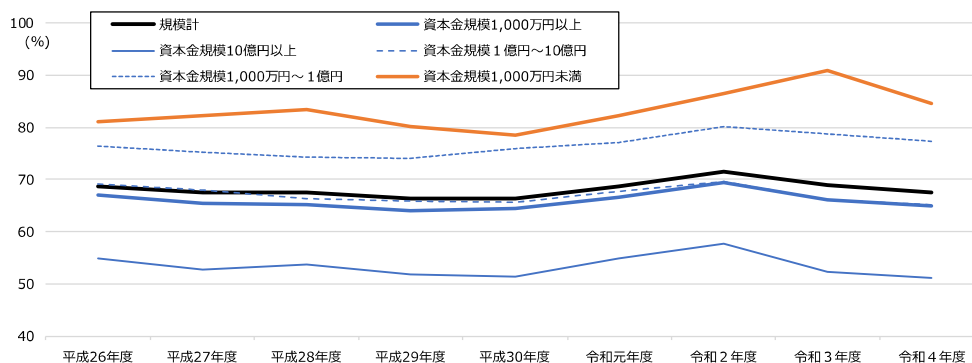
2 「資本金規模1,000万円以上」の数値については、厚生労働省労働基準局賃金課にて算出。

3 各項目・指標の算出は以下のとおり。

労働分配率＝人件費÷付加価値額。

付加価値額＝人件費＋支払利息等＋動産・不動産貸借料＋租税公課＋営業純益。

人件費＝役員給与＋役員賞与＋従業員給与＋従業員賞与＋福利厚生費。



17

従業員一人当たり付加価値額の推移

(単位:万円、%)

	産業・資本金規模計		製造業						非製造業					
			資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満		資本金1億円以上		資本金1千万円以上 1億円未満		資本金1千万円未満	
			前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	
平成 25 年度	690	3.6	1,135	10.9	543	1.5	453	4.4	964	3.0	559	1.6	478	▲ 0.2
平成 26 年度	705	2.2	1,149	1.2	547	0.7	446	▲ 1.5	972	0.8	570	2.0	490	2.5
平成 27 年度	725	2.8	1,137	▲ 1.0	555	1.5	521	16.8	1,007	3.6	586	2.8	491	0.2
平成 28 年度	727	0.3	1,158	1.8	554	▲ 0.2	527	1.2	1,033	2.6	582	▲ 0.7	503	2.4
平成 29 年度	739	1.7	1,227	6.0	572	3.2	484	▲ 8.2	1,036	0.3	591	1.5	502	▲ 0.2
平成 30 年度	730	▲ 1.2	1,201	▲ 2.1	570	▲ 0.3	485	0.2	1,059	2.2	566	▲ 4.2	494	▲ 1.6
令和 元 年度	715	▲ 2.1	1,104	▲ 8.1	551	▲ 3.3	467	▲ 3.7	1,035	▲ 2.3	551	▲ 2.7	496	0.4
令和 2 年度	688	▲ 3.8	1,064	▲ 3.6	540	▲ 2.0	436	▲ 6.6	957	▲ 7.5	536	▲ 2.7	483	▲ 2.6
令和 3 年度	722	4.9	1,283	20.6	569	5.4	424	▲ 2.8	995	4.0	552	3.0	457	▲ 5.4
令和 4 年度	738	2.2	1,279	▲ 0.3	569	0.0	443	4.5	1,066	7.1	569	3.1	483	5.7

資料出所 財務省「法人企業統計」(年次別調査、「金融業、保険業以外の業種」)

従業員一人当たり付加価値額(労働生産性) = 付加価値額 / 従業員数

「付加価値額」の算出は下記のとおり

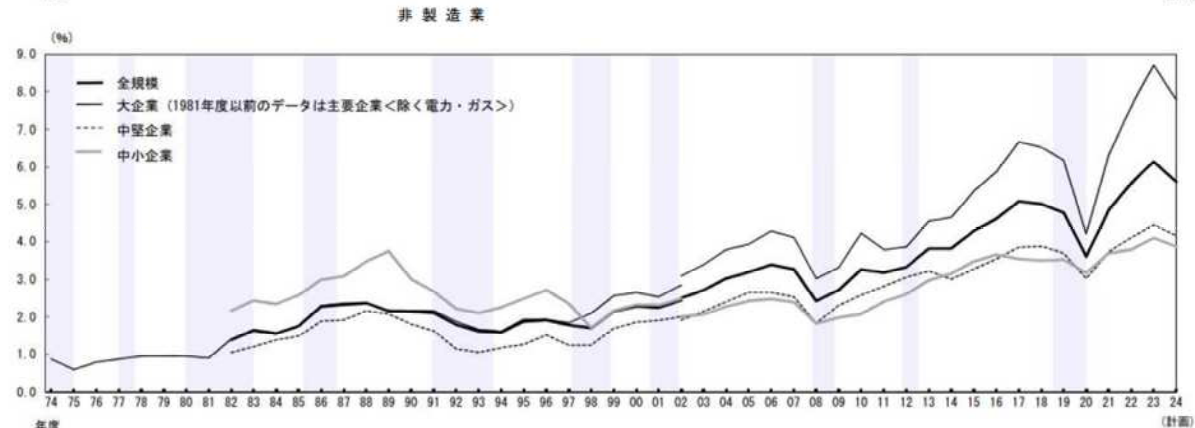
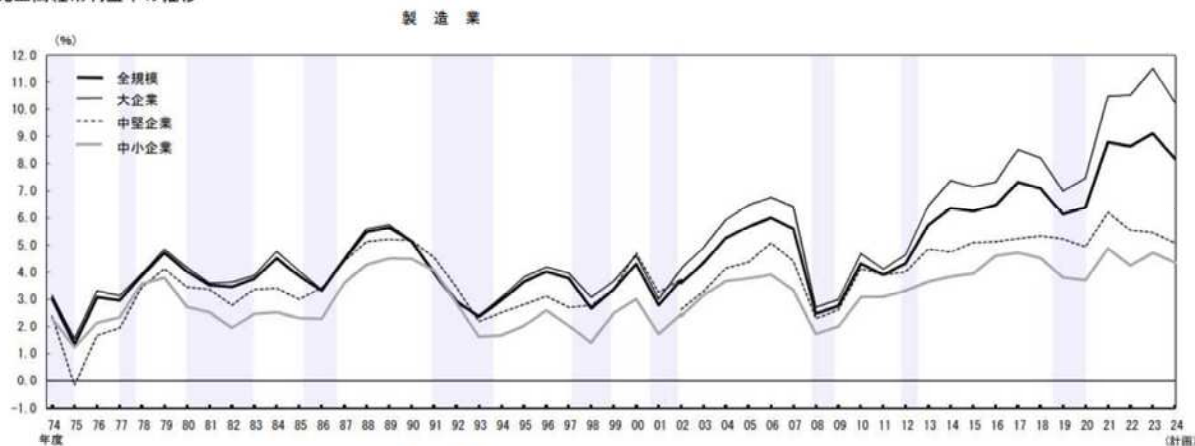
付加価値額 = 営業純益(営業利益 - 支払利息等) + 役員給与 + 役員賞与 + 従業員給与 + 従業員賞与
+ 福利厚生費 + 支払利息等 + 動産・不動産賃借料 + 租税公課

「従業員数」は常用者の期中平均人員と、当期中の臨時従業員(総従事時間数を常用者の1か月平均労働時間数で除したもの)との合計である。

18

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

▽売上高経常利益率の推移



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)(2024年6月調査)

19

売上高経常利益率の推移(日銀短観)

(%)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (計画)	令和6年度 (計画)
規模計	製造業	8.79	8.64	8.83	8.41
	非製造業	4.85	5.57	5.78	5.58
大企業	製造業	10.48	10.52	11.32	10.78
	非製造業	6.31	7.61	8.17	7.81
中堅企業	製造業	6.21	5.55	5.01	4.65
	非製造業	3.73	4.11	4.19	4.02
中小企業	製造業	4.87	4.24	4.29	4.26
	非製造業	3.70	3.79	3.86	3.86

資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」(日銀短観)

(注) 売上高経常利益率

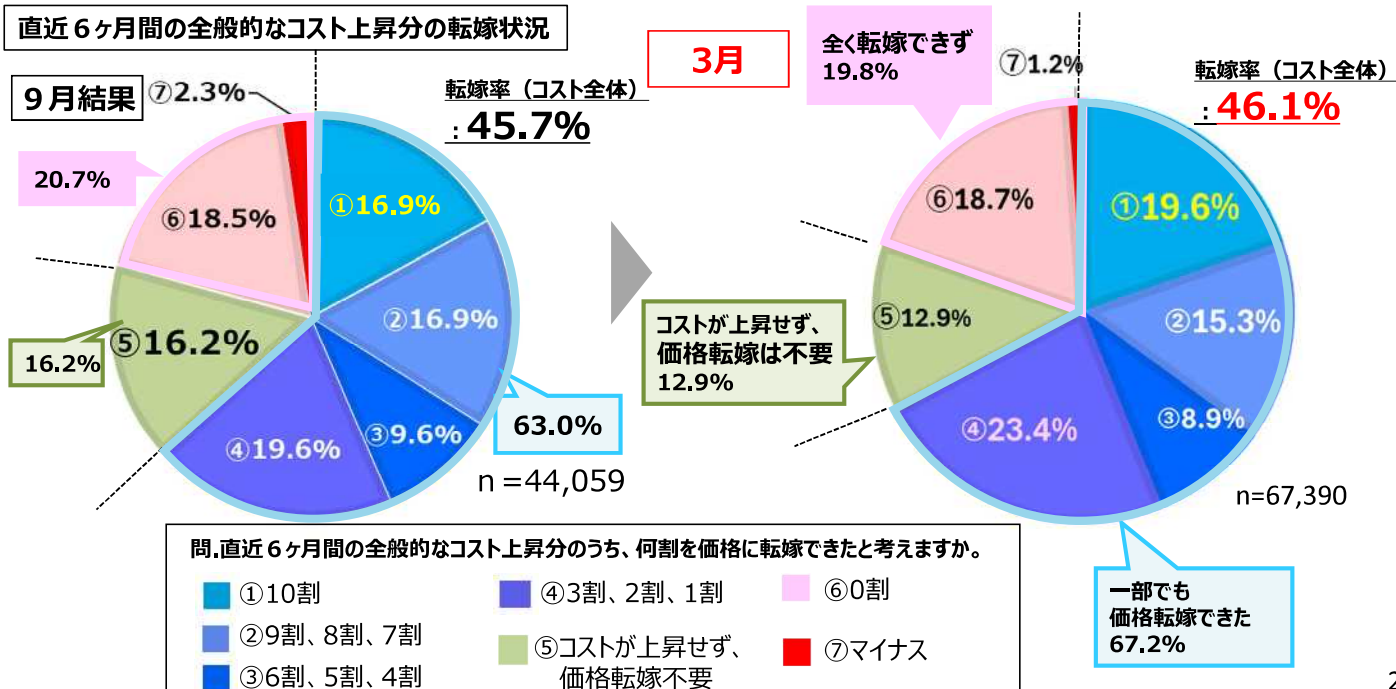
回答企業の総売上高(財務諸表等規則に準拠し、回答企業の個別決算ベース。)について、経常利益増減と同様に母集団推計値を算出し、これで経常損益の母集団推計値を除いて、売上高経常利益率を算出する。

20

価格転嫁の状況①【コスト全般】

- **コスト全体の価格転嫁率は46.1%**、昨年9月より微増(45.7%→46.1%)。
 - 受注企業のうち、コスト増加分を**全額(10割)価格転嫁できた割合(①)は約3ポイント増加**(16.9%→19.6%)。一部でも価格転嫁できた割合は、約4ポイント増加(63.0%→67.2%)。
 - 一方、**1~3割しか価格転嫁できなかった割合(④)は約4ポイント増加**(19.6%→23.4%)。全く転嫁できず/減額された企業も約2割。
- ⇒ 価格転嫁の裾野は更に広がりつつある一方、「転嫁できた企業」と「出来ない企業」で2極化の兆しもあり、転嫁対策の徹底が重要。

直近6ヶ月間の全般的なコスト上昇分の転嫁状況

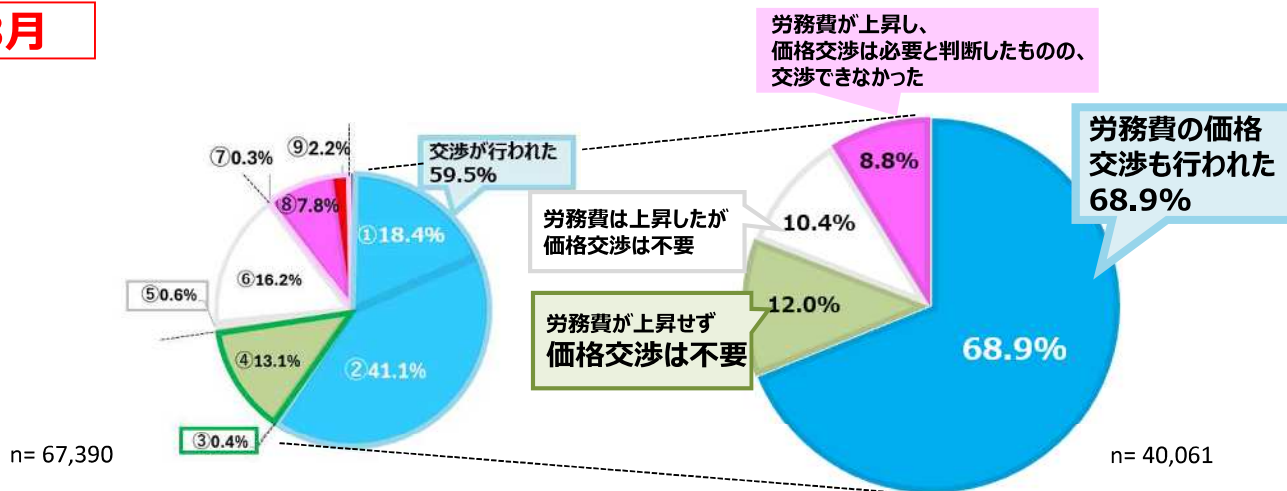


21

(今回初の調査①) 労務費についての価格交渉の状況

- 今回調査では、昨年11月に「労務費の指針」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について、価格交渉できたか」調査。
 - 価格交渉が行われた企業（59.5%）のうち、その約7割において、労務費についても価格交渉が実施された。
 - 一方で、約1割（8.8%）の企業が、「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたが出来なかった」と回答。そうした企業からの具体的な声は、以下の通り。（例：労務費アップは自助努力で対応すべき）
- ⇒ **引き続き、公正取引委員会等と連携し、「労務費の指針」を周知・徹底していく。**

3月



アンケート回答企業からの具体的な声

- ▲ 労務費については、「自助努力で解決すべきとして、交渉自体を拒否」された。
- ▲ 労務費上昇分について要求されるエビデンスを示す事が出来ず、諦めざるを得なかった。
- ▲ 価格交渉しようとしたが、「労務費が上昇しているのは御社だけではありません。」と言われ、交渉に応じてもらえなかった。
- ▲ 10年以上同様の業務（工事）を請け負っている為、価格を毎年同じにしている。

22

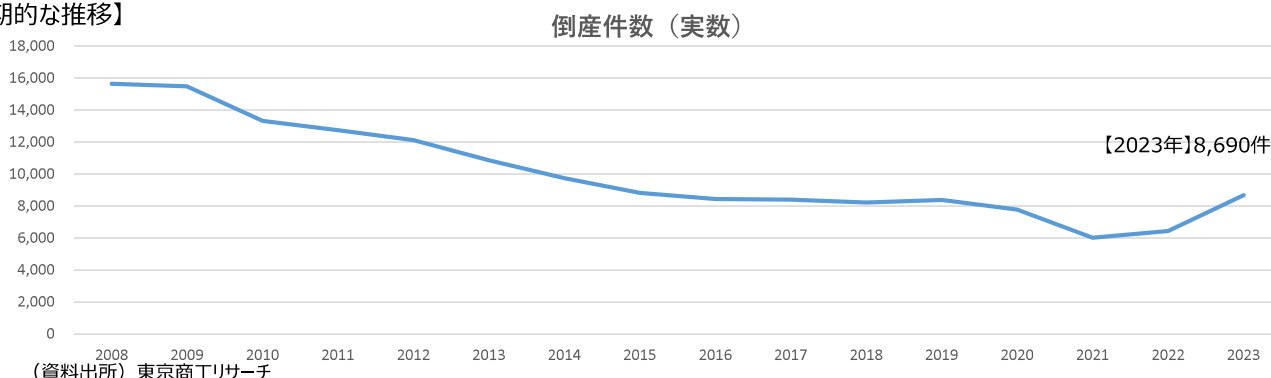
倒産件数(実数)の推移

○ 倒産件数の推移をみると、長期的には減少傾向にあるが、足下の推移では上昇傾向にある。

【足下の推移】



【長期的な推移】



23

倒産件数及び物価高倒産件数の推移

2024年版 中小企業白書（抜粋）（左図）

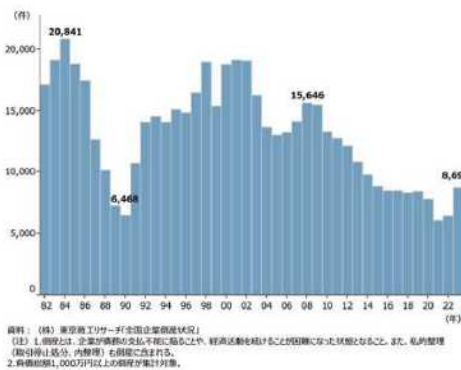
第1部 令和5年度（2023年度）の中小企業の動向

第1-2-25 図は、「全国企業倒産状況」を用いて、倒産件数の推移を見たものである。これを見ると、感染症下である2020年から2022年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したことが分かる。一方、直近の2023年においては感染拡大前の水準まで増加し、8,690件となっている。

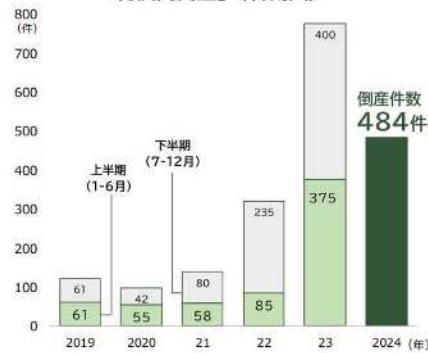
全国企業倒産集計（2024年6月報）（抜粋）（右図）

物価高（インフレ）倒産は、484件（前年同期 375件、29.1%増）発生した。年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新した。このペースで推移した場合、2024年通年の件数は900件を超える可能性がある。業種別では、『建設業』（124件）が最も多く、『製造業』（109件）、『運輸・通信業』（91件）が続いた。

倒産件数の推移



「物価高倒産」件数推移



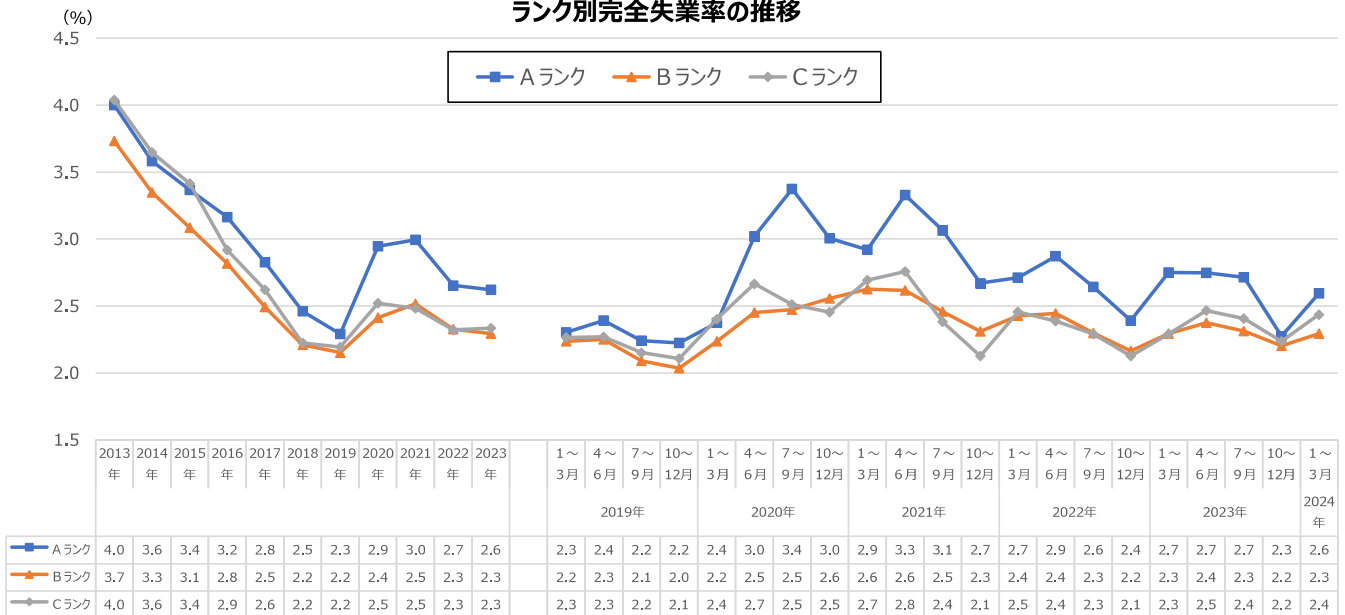
(資料出所) 中小企業庁「2024年版中小企業白書」、帝国データバンク「全国企業倒産集計（2024年6月報）」
※本文の下線は厚生労働省労働基準局にて追記

24

ランク別完全失業率の推移

○ ランク別に完全失業率の推移をみると、2020年4～6月期頃から特にAランク地域において完全失業率が上昇したが、このところ緩やかな改善傾向にある。

ランク別完全失業率の推移



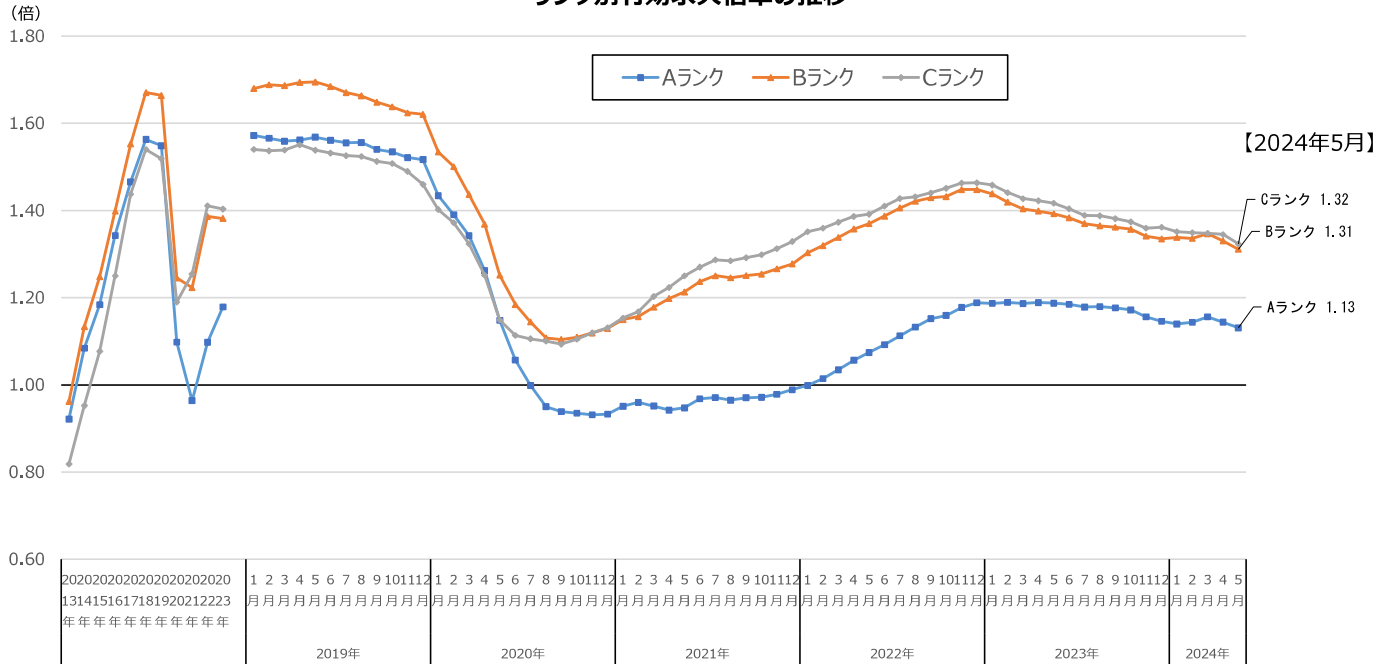
(資料出所) 総務省「労働力調査（基本集計）」より作成。
(注) 1. モデル推計による都道府県別結果。
2. 各ランクに属する都道府県の完全失業者数と労働力人口をそれぞれが合算することにより算出。
3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

25

ランク別有効求人倍率の推移

○ ランク別に有効求人倍率の推移をみると、2020年の前半に大きく低下した後、改善が続いたが、足下では横這いとなっている。

ランク別有効求人倍率の推移



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

- (注) 1. 各ランクに属する都道府県の有効求人数（就業地別）と有効求職者数をそれぞれが合算することにより算出。
 2. 月次の数値については、1の計算において、有効求人数と有効求職者数の季節調整値を用いている。
 3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

26

有効求人倍率の推移

(単位：倍)

	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和6年				
											1月	2月	3月	4月	5月
全国	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28	1.31	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24
Aランク	1.08	1.18	1.34	1.47	1.56	1.55	1.10	0.96	1.10	1.18	1.14	1.14	1.16	1.14	1.13
Bランク	1.13	1.25	1.40	1.55	1.67	1.66	1.25	1.22	1.39	1.38	1.34	1.34	1.35	1.33	1.31
Cランク	0.95	1.08	1.25	1.44	1.54	1.52	1.19	1.25	1.41	1.40	1.35	1.35	1.35	1.34	1.32

資料出所 厚生労働省「職業安定業務統計」

- (注) 1 各ランクの算出に用いた有効求人数は、求人票に記載された就業場所で集計した就業地別の数値である。
 2 各ランクにおける数値は、それぞれのランクに属する都道府県の有効求人数の合計を有効求職者数の合計で除して算出。
 3 新規学卒者を除き、パートタイムを含んでいる。
 4 各ランクは、令和5年度からの適用区分である。
 5 各月の数値は季節調整値である。

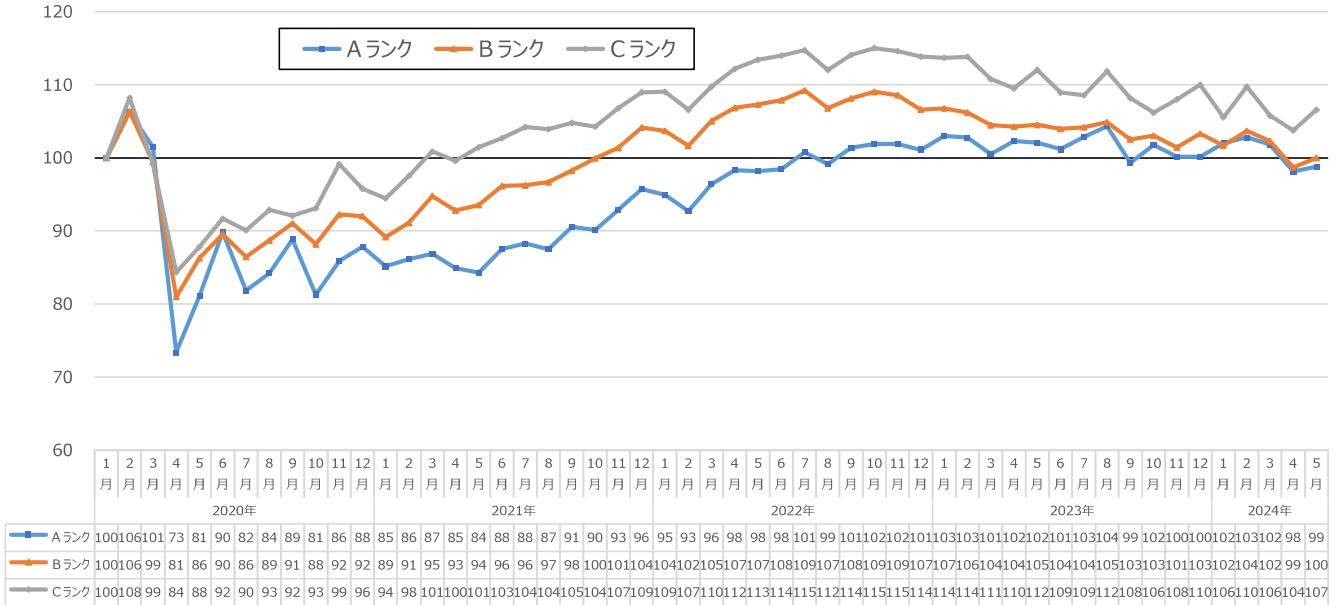
27

ランク別新規求人数の水準の推移

○ ランク別に新規求人数の水準の推移をみると、2020年4月に大きく減少した後、上昇傾向が続き、2023年以降は横ばいとなっている。

ランク別新規求人数の推移

(2020年1月=100)



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」より作成。

(注) 1. 2020年1月の新規求人数(季節調整値)を100とした場合の各月の新規求人数(季節調整値)の水準。

2. 各ランクの新規求人数は、当該ランクに属する都道府県の就業地別新規求人数(季節調整値)を合算して算出。

3. 各都道府県のランクは、現時点のランクにそろえている。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

令和6年7月24日

1 はじめに

令和6年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2 労働者側見解

労働者側委員は、今年の春季生活闘争は、デフレマインドを払拭し、経済社会のステージ転換をはかる正念場との認識で取り組み、33年ぶりの5%台の賃上げ結果となったことを述べ、一方で、労働組合のない職場で働く労働者も多く、最低賃金の大幅な引上げを通じ、今年の歴史的な賃上げの流れを社会全体に広げていくことが必要であると主張し、最低賃金法第1条にある法の目的を踏まえて議論を尽くしたいと述べた。

加えて、産業別組織における賃上げや、中小企業での初任給引上げの動向を見るに、大企業と比較して中小企業経営は人に頼る部分が大きく、まさに経営は生き残りをかけて、人材確保に向けた「人への投資」を決断していると指摘した。

また、最低賃金は生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準へ引き上げなければならず、まずは2年程度で全都道府県において1,000円以上、その上で中期的には一般労働者の賃金中央値の6割という水準を目指し、本年の審議では昨年以上の大幅な改定に向けた目安を提示すべきであると主張した。

加えて、現在の最低賃金は絶対額として最低生計費を賄っていないと指摘し、昨年の改定以降の消費者物価指数は3%前後の高水準で推移しており、さらに年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見た場合は平均5.4%と、最低賃金近傍の労働者の暮らしは極めて苦しいと主張した。

さらに、地域間額差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年を目安額を検討すべきと主張した。ランク別にみた3要素のデータに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回る事が適当であると主張した。

また、有効求人倍率等の雇用情勢の現状に鑑みれば特に地方における労働需給がひっ迫している状況や、現行の各地域の最低賃金で採用するのは既に困難である現状は明白であると指摘し、最低賃金の引上げは妥当であると主張した。

さらに、ここ数年の最低賃金の引上げ幅はかつてない上げ幅であるが、倒産件数との相関は見出しにくい状況であり、最低賃金の引上げによって企業の倒産が増える、と言える客観的なデータは存在しなく、最低賃金の引上げと雇用維持とは相反しないと指摘し、むしろ人口流出や人手不足が顕著な地域、中小企業・小規模事業者において、人材確保・定着の観点からも最低賃金を含む賃上げは急務であると主張した。

また、企業の経常利益は堅調に推移しており、賃金支払能力については総じて問題ないと認識していると述べた。一方で、中小企業・小規模事業者へも賃上げを広げるためには、賃上げのための環境整備やより広範な支払能力の改善・底上げが重要であり、政府は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の実効性のさらなる向上やパートナーシップ構築宣言の普及・促進等を早急かつ徹底的に進めることや政府の各種支援策の利活用状況や効果の検証を踏まえた一層の制度拡充と利活用の推進を求めたいと述べた。

加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張した。

以上を踏まえ、本年度は「誰もが時給1,000円」への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、あわせて、地域間額差の是正につながる目安を示すべきであると主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3 使用者側見解

使用者側委員は、成長と分配の好循環実現に向けて賃上げは極めて重要であるが、全ての企業に例外なくかつ罰則付きで適用される最低賃金の引上げは、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なると主張した。

また、目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、「10月上旬」の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張した。

加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視すると基本的な考えは変わらないと述べた。

さらに、生計費については、消費者物価指数は引き続き高い水準にあり、最低賃金近傍で働く人の可処分所得に対する物価の影響を十分考慮すべきであり、賃金については、賃上げの動きは着実に広がっており、企業の賃金支払能力については、

業況判断D I で大きな改善は見られず、原材料・商品仕入単価D I は依然高い水準にあると述べた。

こうした3要素の状況や賃金改定状況調査の結果等から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解しているものの、賃上げの対応は二極化の傾向が見られ、さらに業績改善がない中で賃上げを実施する企業は6割になっていると指摘した。

加えて、中小企業を圧迫するコストは増加する一方で、小規模な企業ほど価格転嫁ができず、賃上げ原資の確保が困難な状況であり、また、企業規模や地域による格差は拡大しており、最低賃金をはじめとするコスト増に耐えかねた、地方の企業の廃業・倒産が増加する懸念があると述べた。さらに、最低賃金引上げの影響率は21.6%に達し、現在の最低賃金額を負担と感じる企業も増加していると述べた。

また、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない・労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が相当数存在することも十分に考慮すべきであり、価格転嫁や生産性向上の過渡期にある中で、「通常の事業の賃金支払能力」を超えた過度の引上げ負担を負わせない配慮が必要であると主張した。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張した。

このため、中小企業の賃金支払能力を高め、最低賃金はじめ賃金引上げが継続的に実施できる環境整備を一層進める必要があるとあり、団体協約の仕組みや活用事例の周知や後押し、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の浸透度の実態調査による検証、下請法の遵守強化等、具体的な施策をさらに進めていくことが必要であると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に反映されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会（以下「目安小委員会」という。）としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、令和5年全員協議会報告の1（2）で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、加えて、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配

意しつつ、各種指標を総合的に勘案し、下記1のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシッ

プ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

令和6年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	50円
B	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡	50円
C	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	50円

- 2 (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、令和5年全員協議会報告の1(2)で「最低賃金法第9条第2項の3要素のデータに基づき労使で丁寧に議論を積み重ねて目安を導くことが非常に重要であり、今後の目安審議においても徹底すべきである」と合意されたことを踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2024」に配意し、最低賃金法第9条第2項の3要素を考慮した審議を行ってきた。

ア 労働者の生計費

労働者の生計費については、関連する指標である消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は、令和5年10月から令和6年6月までの期間で見えた場合は平均3.2%で、前年同期の令和4年10月から令和5年6月までの平均4.3%から引き続き高い水準となっている。なお、消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられている（「総合」では、6月は0.25ポイント押し下げられていると試算されている）。

加えて、年間 15 回以上の購入頻度である食パン、鶏卵などの生活必需品を含む支出項目である、年間購入頻度階級別指数で見た「頻繁に購入」する品目についても、令和 5 年 10 月から令和 6 年 6 月までの期間で見た場合は平均 5.4%で、前年同期の令和 4 年 10 月から令和 5 年 6 月までの平均 4.8%から引き続き高い水準となっている。

消費者物価指数については、基本的には「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきであるが、最低賃金の引上げにより時間当たり賃金が上昇した者がその増加分の賃金の多くを消費に回している調査結果が出ていることを踏まえると、生活必需品を含む支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいると考えられる。

こうした状況を踏まえれば、今年度においては、労働者の生計費については、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、昨年 10 月以降の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す水準を一定程度上回ることを考慮しつつ、「頻繁に購入」する生活必需品を含む支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案する必要がある。

イ 賃金

賃金に関する指標を見ると、春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合の第 7 回（最終）集計結果で、全体で 5.10%、中小でも 4.45%となっており、昨年を上回る 33 年ぶりの高い水準となっている。さらに、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額（時給）の加重平均の引上げ率の概算も昨年を上回る 5.74%となっている。

経団連による春季労使交渉月例賃金引上げ結果（第 1 回集計）では、大手企業で 5.58%、中小企業では 3.92%となり、いずれも昨年を上回る水準である。また、日商による中小企業の賃金改定に関する調査の正社員の結果では全体で 3.62%、20 人以下の企業で 3.34%、パート・アルバイトの結果では全体で 3.43%、20 人以下で 3.88%となっている。

賃金改定状況調査結果については、第 4 表①②における賃金上昇率（ランク計）は 2.3%であり、最低賃金が時間額のみで表示されるようになった平成 14 年以降最大値であった昨年の結果（2.1%）を上回っている。また、継続労働者に限定した第 4 表③における賃金上昇率（ランク計）は 2.8%となっており、これも昨年の結果（2.5%）を上回った。この第 4 表は、目安審議における重要な参考資料であり、同表における賃金上昇率を十分に考慮する必要がある。

大企業を対象に含む結果である春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率と、30 人未満の小規模な企業のみを対象とする賃金改定状況調査結果をみると、企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年

を上回る賃金引上げの状況が見られる。

ウ 通常の事業の賃金支払能力

通常の事業の賃金支払能力については、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってきた。

関連する指標を見ると、法人企業統計における企業利益のうち、経常利益については、令和4年度は資本金1,000万円以上で11.8%、1,000万円未満で70.7%の増加となっている。また、売上高経常利益率については、資本金1,000万円以上では、四半期ごとで令和5年は6～9%程度で推移、令和6年の第1四半期は7.1%となっており、安定して改善の傾向にある。また、労働分配率について、令和4年度は資本金1,000万円以上で65.0%、資本金1,000万円未満で84.6%となっており、企業の規模が小さいほど労働分配率は高くなっているものの、資本金1,000万円未満において、足下では令和3年度から6.4ポイント低下している。加えて、従業員一人当たり付加価値額について、令和3年度は、資本金1,000万円未満規模の製造業・非製造業ともに前年度比マイナスだったものが、令和4年度は、資本金1,000万円未満の製造業で4.5%、非製造業で5.7%と改善している。

一方で日銀短観における売上高経常利益率の大企業と中小企業との開きについては、令和4年度では製造業で6.28ポイントの差、非製造業で3.82ポイントの差だったのに対し、令和5年度では製造業で6.79ポイントの差、非製造業で4.61ポイントの差となっており、二極化の傾向にある。

また、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保するためにも一層重要性が増している価格転嫁については、中小企業庁が公表した令和6年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査によると、前回令和5年9月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査と比べて、受注企業のうちコスト増加分を全額価格転嫁できた割合は約3ポイント増加(16.9%→19.6%)、一部でも価格転嫁できた割合は約4ポイント増加(63.0%→67.2%)し、転嫁状況は一部では好転する一方、1～3割しか価格転嫁できなかった割合は約4ポイント増加(19.6%→23.4%)し、また、全く転嫁できず又は減額された企業も約2割となっており、二極化の兆しがある。労務費について見ると、価格交渉が行われた企業(59.5%)のうち、その約7割において労務費の価格交渉が実施されている一方で、約1割(8.8%)の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を必要と考えたができなかった」と回答している。

さらに、倒産件数については、新型コロナウイルス感染症流行下である令和2年から令和4年にかけて、資金繰り支援等の各種施策により、倒産件数は低水準で推移したものの、直近の令和5年においては感染拡大前の水準まで増加し

8,690件となっており、また、令和6年1～6月の物価高（インフレ）倒産については、484件（前年同期375件、29.1%増）発生しており、年半期で初めて450件を超え、過去最多を大幅に更新している。

なお、賃金改定状況調査の第4表における賃金上昇率は、企業において賃金支払能力等も勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、春季賃上げ妥結状況の結果と大きな差が生じている要因は、それぞれの調査対象企業の規模等が異なるためであると考えられ、また、法人企業統計における従業員一人当たり付加価値額をみると、一般に資本金規模が小さい企業ほど労働生産性は低いことから、企業規模により、賃上げ原資の程度が異なることに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安

最低賃金について、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件も踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく」こと、「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模事業者の自動化・省力化投資や、事業承継、M&Aの環境整備等について、官民連携して努力する」こととされていることも踏まえ、公労使で真摯に検討を重ねてきた。さらに、最低賃金の審議に当たっては、全体の平均値の賃上げ率とともに、賃上げに取り組めない、あるいは労務費等のコスト増を十分に価格転嫁できていない企業が一定程度存在することも十分に考慮すべきという意見も踏まえて議論を行った。

この結果、ア～ウで触れたように、①労働者の生計費については、消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、昨年10月から今年6月までで平均3.2%となるなど、昨年に引き続き高い水準となっていること、また、生活必需品を含む「頻繁に購入」する支出項目に係る消費者物価も昨年10月から今年6月までで平均5.4%の高い水準であることを考慮し、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、この水準を勘案することが、今年度は適切と考えられる。

また、②賃金について、春季賃上げ妥結状況における賃金引上げ結果に関して全体で5%台と昨年を上回る33年ぶりの高い水準となっていることや、中小企業については3%後半から4%台、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額については5%台後半の引上げでいずれも昨年を上回る水準となっていることに加え、賃金改定状況調査結果第4表①②における今年の賃金上昇率が2.3%で昨年以上を上回り平成14年以降最大のものとなっている。

③通常の事業の賃金支払能力については、売上高経常利益や従業員一人当たり付加価値額が高い水準で推移するなど、景気や企業の利益において改善の傾向にある。しかし、売上高経常利益率の大企業と中小企業の差が広がっていることや、価格転嫁率が示すように賃上げ原資を確保することが難しい企業も多く存在し、二極化の傾向にあると考えられる。また、第4表と春季賃上げ妥結状況の差からも、小規模事業者は賃金支払能力が相対的に低い可能性がある。そうした中で、最低賃金は、企業の経営状況にかかわらず、労働者を雇用する全ての企業に適用され、それを下回る場合には罰則の対象となることも考慮すれば、引上げ率の水準には一定の限界があると考えられる。

これらを総合的に勘案し、特に今年度は、消費者物価の上昇が続いていることから労働者の生計費を重視した。また、賃上げの流れの維持・拡大を図り、非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させることや、最低賃金法第1条に規定するとおり、最低賃金制度の目的は、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与するものであることにも留意すると、今年度の各ランクの引上げ額の見安(以下「目安額」という。)を検討するに当たっては5.0%(50円)を基準として検討することが適当であると考えられる。

各ランクの目安額については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」等において、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要である。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっている。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移している。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況である。各ランクの目安額について、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るが、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円(4.6%)、Bランク50円(5.2%)、Cランク50円(5.6%)とすることが適当であると考えられる。この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、最高額に対する最低額の比率は80.2%から81.1%となり、地域間格差は比率の面で縮小することとなる。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある。

オ 政府に対する要望

目安額の検討に当たっては、最低賃金法第9条第2項の3要素を総合的に勘案

することを原則とし、今年度は、特に消費者物価の上昇が続いていることを重視するとともに、春季労使交渉を始めとする賃金上昇率が昨年を上回る水準となっていること、売上高経常利益率等の賃金支払能力に関する項目が改善傾向にあることなどから、目安額を決めた。

一方で、労務費を含む価格転嫁の状況が二極化の傾向にあることや、倒産件数、特に物価高倒産が足下で増加しているといった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、一部の中小企業・小規模事業者の賃金支払能力の点で厳しいものであると言わざるを得ない。また、都市部以外の地域においては小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもあり、従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る観点への配慮も必要である。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

さらに、中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に

関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

また、いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。こうした前提の下、目安小委員会の公益委員としては、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態をデータに基づいて見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと考える。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

なお、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照した主なデータは別添のとおりである。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、昨年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法第9条第3項に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適切と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、令和5年全員協議会報告の3(1)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

令和6年 最低賃金に関する基礎調査について（確定値）

< 調査の概要 >

1 調査の目的

中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態等を把握し、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とする。

2 調査の範囲

- (1) 対象地域：愛知県全域
- (2) 対象産業、事業所規模

産業	規模
製造業、情報通信業のうち新聞業、出版業	100人未満
卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、サービス業（他に分類されないもの）	30人未満

3 調査方法

事業所母集団データベースにおける母集団のうち、上記産業、規模の調査対象事業所数約97,000事業所から、都道府県、産業、事業所規模（1～9人、10～29人、30～99人）別に層化無作為抽出により選定した事業所2,854に対し標本調査を実施した。

（7月21日現在の有効回答 標本労働者数 17,110人 事業所数 1,463）

4 調査対象労働者、項目

対象労働者：令和6年6月1日において上記事業所に雇用される労働者

調査項目：性、就業形態、年齢、勤続年数、職種又は仕事の内容、当年6月分の賃金形態、当年6月分の基本給額（見込額）、当年6月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）、当年6月分の月間所定労働日数、当年6月分の1日の所定労働時間数

5 調査組織、調査実施期間

愛知労働局（労働基準部賃金課）、令和6年5月～7月

総括表(1)(産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表)

06年

総括表(1)

産業:(全て)

就業形態:(全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当り所定内賃金額(円) (3手当を除く)	合計	規模別			地域別	年齢別					
		1~9人	10~29人	30~99人	愛知	17歳以下	18~19歳	20~54歳	55~59歳	60~64歳	65歳以上
計	1,121,139	410,678	564,268	146,192	1,121,139	17,848	23,562	740,445	111,132	85,371	142,781
1025 - 1025	8,847 (0.8)	5,584 (1.4)	2,645 (0.5)	619 (0.4)	8,847 (0.8)		362 (1.5)	4,276 (0.6)	199 (0.2)	1,564 (1.8)	2,446 (1.7)
1026 - 1026	9,793 (0.9)	5,584 (1.4)	3,573 (0.6)	636 (0.4)	9,793 (0.9)		362 (1.5)	4,290 (0.6)	427 (0.4)	1,564 (1.8)	3,149 (2.2)
1027 - 1027	80,210 (7.2)	27,497 (6.7)	45,509 (8.1)	7,204 (4.9)	80,210 (7.2)	7 (16.8)	3,001 (11.5)	2,701 (4.9)	35,983 (7.7)	8,586 (9.5)	8,076 (15.3)
1028 - 1028	85,659 (7.6)	29,288 (7.1)	48,280 (8.6)	8,091 (5.5)	85,659 (7.6)	3,001 (16.8)	2,714 (11.5)	37,903 (5.1)	9,027 (8.1)	8,798 (10.3)	24,216 (17.0)
1029 - 1029	86,284 (7.7)	29,425 (7.2)	48,473 (8.6)	8,386 (5.7)	86,284 (7.7)	3,001 (16.8)	2,740 (11.6)	38,361 (5.2)	9,027 (8.1)	8,802 (10.3)	24,353 (17.1)
1030 - 1030	158,237 (14.1)	49,335 (12.0)	95,837 (17.0)	13,065 (8.9)	158,237 (14.1)	5,670 (31.8)	8,066 (34.2)	79,954 (10.8)	15,569 (14.0)	14,129 (16.6)	34,849 (24.4)
1031 - 1031	159,633 (14.2)	49,595 (12.1)	96,963 (17.2)	13,075 (8.9)	159,633 (14.2)	5,670 (31.8)	8,066 (34.2)	81,176 (11.0)	15,569 (14.0)	14,129 (16.6)	35,024 (24.5)
1032 - 1032	167,254 (14.9)	49,818 (12.1)	104,319 (18.5)	13,116 (9.0)	167,254 (14.9)	5,670 (31.8)	8,081 (34.3)	84,571 (11.4)	16,241 (14.6)	15,682 (18.4)	37,009 (25.9)
1033 - 1033	170,399 (15.2)	50,499 (12.3)	106,785 (18.9)	13,116 (9.0)	170,399 (15.2)	5,670 (31.8)	8,081 (34.3)	86,597 (11.7)	16,258 (14.6)	15,696 (18.4)	38,098 (26.7)
1034 - 1034	172,055 (15.3)	50,987 (12.4)	107,801 (19.1)	13,267 (9.1)	172,055 (15.3)	5,670 (31.8)	8,081 (34.3)	87,371 (11.8)	16,264 (14.6)	15,873 (18.6)	38,796 (27.2)
1035 - 1035	175,912 (15.7)	52,554 (12.8)	109,732 (19.4)	13,626 (9.3)	175,912 (15.7)	5,670 (31.8)	8,081 (34.3)	88,860 (12.0)	16,642 (15.0)	16,719 (19.6)	39,940 (28.0)
1036 - 1036	176,765 (15.8)	52,821 (12.9)	110,315 (19.6)	13,629 (9.3)	176,765 (15.8)	5,670 (31.8)	8,081 (34.3)	89,126 (12.0)	16,825 (15.1)	16,719 (19.6)	40,344 (28.3)
1037 - 1037	177,828 (15.9)	52,821 (12.9)	111,371 (19.7)	13,636 (9.3)	177,828 (15.9)	5,670 (31.8)	8,085 (34.3)	89,508 (12.1)	16,984 (15.3)	16,719 (19.6)	40,861 (28.6)
1038 - 1038	178,889 (16.0)	53,057 (12.9)	111,816 (19.8)	14,016 (9.6)	178,889 (16.0)	5,670 (31.8)	8,336 (35.4)	90,172 (12.2)	16,984 (15.3)	16,719 (19.6)	41,008 (28.7)
1039 - 1039	179,586 (16.0)	53,421 (13.0)	111,997 (19.8)	14,169 (9.7)	179,586 (16.0)	5,670 (31.8)	8,336 (35.4)	90,657 (12.2)	16,984 (15.3)	16,894 (19.8)	41,046 (28.7)
1040 - 1040	196,300 (17.5)	61,347 (14.9)	120,154 (21.3)	14,799 (10.1)	196,300 (17.5)	5,670 (31.8)	13,175 (55.9)	98,571 (13.3)	17,710 (15.9)	18,078 (21.2)	43,095 (30.2)
1041 - 1041	198,066 (17.7)	62,180 (15.1)	121,078 (21.5)	14,808 (10.1)	198,066 (17.7)	5,670 (31.8)	13,178 (55.9)	99,641 (13.5)	18,155 (16.3)	18,084 (21.2)	43,336 (30.4)
1042 - 1042	198,336 (17.7)	62,210 (15.1)	121,284 (21.5)	14,843 (10.2)	198,336 (17.7)	5,670 (31.8)	13,178 (55.9)	99,716 (13.5)	18,339 (16.5)	18,096 (21.2)	43,336 (30.4)
1043 - 1043	199,165 (17.8)	62,228 (15.2)	121,772 (21.6)	15,166 (10.4)	199,165 (17.8)	5,670 (31.8)	13,323 (56.5)	100,024 (13.5)	18,514 (16.7)	18,114 (21.2)	43,520 (30.5)
1044 - 1044	199,859 (17.8)	62,610 (15.2)	122,073 (21.6)	15,175 (10.4)	199,859 (17.8)	5,670 (31.8)	13,329 (56.6)	100,314 (13.5)	18,514 (16.7)	18,114 (21.2)	43,917 (30.8)
	204,708	65,204	124,242	15,263	204,708	5,670	13,351	103,023	19,722	18,842	44,101

資料 2(1)

愛知県
地域別最低賃金

1045	1045	(18.3)	(15.9)	(22.0)	(10.4)	(18.3)	(31.8)	(56.7)	(13.9)	(17.7)	(22.1)	(30.9)
		204,758	65,204	124,242	15,313	204,758	5,670	13,351	103,051	19,722	18,861	44,103
1046	1046	(18.3)	(15.9)	(22.0)	(10.5)	(18.3)	(31.8)	(56.7)	(13.9)	(17.7)	(22.1)	(30.9)
		206,687	66,572	124,705	15,410	206,687	5,670	13,798	104,193	19,735	19,035	44,255
1047	1047	(18.4)	(16.2)	(22.1)	(10.5)	(18.4)	(31.8)	(58.6)	(14.1)	(17.8)	(22.3)	(31.0)
		206,862	66,582	124,825	15,454	206,862	5,670	13,798	104,232	19,751	19,035	44,375
1048	1048	(18.5)	(16.2)	(22.1)	(10.6)	(18.5)	(31.8)	(58.6)	(14.1)	(17.8)	(22.3)	(31.1)
		206,932	66,582	124,842	15,508	206,932	5,670	13,798	104,292	19,751	19,045	44,375
1049	1049	(18.5)	(16.2)	(22.1)	(10.6)	(18.5)	(31.8)	(58.6)	(14.1)	(17.8)	(22.3)	(31.1)
		240,950	80,675	139,293	20,982	240,950	6,431	14,289	123,443	23,137	21,624	52,026
1050	1050	(21.5)	(19.6)	(24.7)	(14.4)	(21.5)	(36.0)	(60.6)	(16.7)	(20.8)	(25.3)	(36.4)
		241,266	80,675	139,473	21,118	241,266	6,586	14,289	123,593	23,139	21,624	52,036
1051	1051	(21.5)	(19.6)	(24.7)	(14.4)	(21.5)	(36.9)	(60.6)	(16.7)	(20.8)	(25.3)	(36.4)
		242,013	81,205	139,690	21,118	242,013	6,586	14,289	124,058	23,420	21,624	52,036
1052	1052	(21.6)	(19.8)	(24.8)	(14.4)	(21.6)	(36.9)	(60.6)	(16.8)	(21.1)	(25.3)	(36.4)
		243,123	82,127	139,868	21,129	243,123	6,586	14,289	124,984	23,595	21,634	52,036
1053	1053	(21.7)	(20.0)	(24.8)	(14.5)	(21.7)	(36.9)	(60.6)	(16.9)	(21.2)	(25.3)	(36.4)
		243,844	82,365	140,350	21,129	243,844	6,586	14,289	125,544	23,595	21,634	52,197
1054	1054	(21.7)	(20.1)	(24.9)	(14.5)	(21.7)	(36.9)	(60.6)	(17.0)	(21.2)	(25.3)	(36.6)
		244,530	82,914	140,450	21,167	244,530	6,586	14,289	126,089	23,713	21,657	52,197
1055	1055	(21.8)	(20.2)	(24.9)	(14.5)	(21.8)	(36.9)	(60.6)	(17.0)	(21.3)	(25.4)	(36.6)
		244,654	82,920	140,451	21,283	244,654	6,586	14,304	126,196	23,713	21,657	52,198
1056	1056	(21.8)	(20.2)	(24.9)	(14.6)	(21.8)	(36.9)	(60.7)	(17.0)	(21.3)	(25.4)	(36.6)
		246,179	83,676	140,889	21,614	246,179	6,601	14,342	127,161	23,823	21,803	52,450
1057	1057	(22.0)	(20.4)	(25.0)	(14.8)	(22.0)	(37.0)	(60.9)	(17.2)	(21.4)	(25.5)	(36.7)
		247,058	83,816	140,957	22,285	247,058	6,601	14,342	128,014	23,823	21,815	52,463
1058	1058	(22.0)	(20.4)	(25.0)	(15.2)	(22.0)	(37.0)	(60.9)	(17.3)	(21.4)	(25.6)	(36.7)
		248,352	84,256	141,330	22,766	248,352	6,601	14,342	129,306	23,823	21,818	52,463
1059	1059	(22.2)	(20.5)	(25.0)	(15.6)	(22.2)	(37.0)	(60.9)	(17.5)	(21.4)	(25.6)	(36.7)
		255,952	87,388	144,523	24,041	255,952	6,601	14,342	134,193	24,358	22,405	54,054
1060	1060	(22.8)	(21.3)	(25.6)	(16.4)	(22.8)	(37.0)	(60.9)	(18.1)	(21.9)	(26.2)	(37.9)
		257,207	87,388	145,207	24,611	257,207	6,601	14,342	134,872	24,587	22,458	54,348
1061	1061	(22.9)	(21.3)	(25.7)	(16.8)	(22.9)	(37.0)	(60.9)	(18.2)	(22.1)	(26.3)	(38.1)
		259,279	89,296	145,352	24,631	259,279	6,601	14,350	136,134	24,587	22,458	55,150
1062	1062	(23.1)	(21.7)	(25.8)	(16.8)	(23.1)	(37.0)	(60.9)	(18.4)	(22.1)	(26.3)	(38.6)
		259,487	89,360	145,408	24,719	259,487	6,601	14,350	136,293	24,610	22,467	55,166
1063	1063	(23.1)	(21.8)	(25.8)	(16.9)	(23.1)	(37.0)	(60.9)	(18.4)	(22.1)	(26.3)	(38.6)
		259,602	89,360	145,430	24,812	259,602	6,601	14,350	136,409	24,610	22,467	55,166
1064	1064	(23.2)	(21.8)	(25.8)	(17.0)	(23.2)	(37.0)	(60.9)	(18.4)	(22.1)	(26.3)	(38.6)
		260,944	89,935	146,157	24,852	260,944	6,601	14,366	137,152	24,624	22,626	55,576
1065	1065	(23.3)	(21.9)	(25.9)	(17.0)	(23.3)	(37.0)	(61.0)	(18.5)	(22.2)	(26.5)	(38.9)
		261,645	90,087	146,626	24,932	261,645	6,601	14,366	137,853	24,624	22,626	55,576
1066	1066	(23.3)	(21.9)	(26.0)	(17.1)	(23.3)	(37.0)	(61.0)	(18.6)	(22.2)	(26.5)	(38.9)
		262,447	90,248	147,020	25,180	262,447	6,601	14,366	138,436	24,624	22,845	55,576
1067	1067	(23.4)	(22.0)	(26.1)	(17.2)	(23.4)	(37.0)	(61.0)	(18.7)	(22.2)	(26.8)	(38.9)
		263,444	90,623	147,345	25,475	263,444	6,601	14,366	139,253	24,635	22,860	55,729
1068	1068	(23.5)	(22.1)	(26.1)	(17.4)	(23.5)	(37.0)	(61.0)	(18.8)	(22.2)	(26.8)	(39.0)
		263,707	90,623	147,590	25,493	263,707	6,601	14,597	139,285	24,635	22,860	55,729
1069	1069	(23.5)	(22.1)	(26.2)	(17.4)	(23.5)	(37.0)	(62.0)	(18.8)	(22.2)	(26.8)	(39.0)

1070	1070	272,937 (24.3)	92,451 (22.5)	154,759 (27.4)	25,727 (17.6)	272,937 (24.3)	9,651 (54.1)	14,597 (62.0)	142,845 (19.3)	24,635 (22.2)	23,632 (27.7)	57,578 (40.3)
1071	1071	274,217 (24.5)	93,410 (22.7)	154,791 (27.4)	26,016 (17.8)	274,217 (24.5)	9,651 (54.1)	14,609 (62.0)	143,970 (19.4)	24,778 (22.3)	23,632 (27.7)	57,578 (40.3)
1072	1072	274,261 (24.5)	93,410 (22.7)	154,808 (27.4)	26,043 (17.8)	274,261 (24.5)	9,651 (54.1)	14,625 (62.1)	143,997 (19.4)	24,778 (22.3)	23,632 (27.7)	57,578 (40.3)
1073	1073	274,414 (24.5)	93,410 (22.7)	154,826 (27.4)	26,177 (17.9)	274,414 (24.5)	9,651 (54.1)	14,633 (62.1)	144,098 (19.5)	24,792 (22.3)	23,632 (27.7)	57,608 (40.3)
1074	1074	274,739 (24.5)	93,410 (22.7)	155,151 (27.5)	26,177 (17.9)	274,739 (24.5)	9,651 (54.1)	14,633 (62.1)	144,423 (19.5)	24,792 (22.3)	23,632 (27.7)	57,608 (40.3)
1075	1075	276,129 (24.6)	94,241 (22.9)	155,684 (27.6)	26,203 (17.9)	276,129 (24.6)	9,651 (54.1)	14,649 (62.2)	144,850 (19.6)	25,112 (22.6)	23,756 (27.8)	58,111 (40.7)
1076	1076	276,153 (24.6)	94,241 (22.9)	155,684 (27.6)	26,227 (17.9)	276,153 (24.6)	9,651 (54.1)	14,649 (62.2)	144,874 (19.6)	25,112 (22.6)	23,756 (27.8)	58,111 (40.7)
1077	1077	277,200 (24.7)	94,921 (23.1)	155,968 (27.6)	26,312 (18.0)	277,200 (24.7)	9,651 (54.1)	14,649 (62.2)	145,766 (19.7)	25,112 (22.6)	23,911 (28.0)	58,111 (40.7)
1078	1078	277,954 (24.8)	94,921 (23.1)	156,694 (27.8)	26,340 (18.0)	277,954 (24.8)	9,651 (54.1)	14,649 (62.2)	146,514 (19.8)	25,112 (22.6)	23,917 (28.0)	58,111 (40.7)
1079	1079	279,023 (24.9)	95,463 (23.2)	157,037 (27.8)	26,522 (18.1)	279,023 (24.9)	9,651 (54.1)	14,649 (62.2)	147,583 (19.9)	25,112 (22.6)	23,917 (28.0)	58,111 (40.7)
1080	1080	284,343 (25.4)	96,085 (23.4)	161,300 (28.6)	26,957 (18.4)	284,343 (25.4)	9,887 (55.4)	14,687 (62.3)	150,830 (20.4)	25,469 (22.9)	24,401 (28.6)	59,069 (41.4)
1081	1081	291,714 (26.0)	96,754 (23.6)	167,936 (29.8)	27,023 (18.5)	291,714 (26.0)	13,560 (76.0)	15,566 (66.1)	153,378 (20.7)	25,477 (22.9)	24,428 (28.6)	59,305 (41.5)
1082	1082	292,129 (26.1)	96,990 (23.6)	168,097 (29.8)	27,042 (18.5)	292,129 (26.1)	13,560 (76.0)	15,566 (66.1)	153,783 (20.8)	25,477 (22.9)	24,428 (28.6)	59,315 (41.5)
1083	1083	293,070 (26.1)	97,814 (23.8)	168,155 (29.8)	27,101 (18.5)	293,070 (26.1)	13,560 (76.0)	15,579 (66.1)	154,711 (20.9)	25,477 (22.9)	24,428 (28.6)	59,315 (41.5)
1084	1084	293,552 (26.2)	97,819 (23.8)	168,621 (29.9)	27,112 (18.5)	293,552 (26.2)	13,560 (76.0)	15,579 (66.1)	154,945 (20.9)	25,483 (22.9)	24,668 (28.9)	59,317 (41.5)
1085	1085	294,560 (26.3)	97,819 (23.8)	169,568 (30.1)	27,173 (18.6)	294,560 (26.3)	13,560 (76.0)	15,587 (66.2)	155,539 (21.0)	25,859 (23.3)	24,668 (28.9)	59,346 (41.6)
1086	1086	294,753 (26.3)	97,889 (23.8)	169,691 (30.1)	27,173 (18.6)	294,753 (26.3)	13,560 (76.0)	15,587 (66.2)	155,566 (21.0)	25,916 (23.3)	24,672 (28.9)	59,452 (41.6)
1087	1087	295,182 (26.3)	98,303 (23.9)	169,693 (30.1)	27,186 (18.6)	295,182 (26.3)	13,560 (76.0)	15,587 (66.2)	155,735 (21.0)	25,916 (23.3)	24,932 (29.2)	59,452 (41.6)
1088	1088	295,484 (26.4)	98,314 (23.9)	169,816 (30.1)	27,354 (18.7)	295,484 (26.4)	13,560 (76.0)	15,587 (66.2)	155,782 (21.0)	25,916 (23.3)	25,053 (29.3)	59,586 (41.7)
1089	1089	297,453 (26.5)	98,314 (23.9)	171,493 (30.4)	27,645 (18.9)	297,453 (26.5)	13,560 (76.0)	15,587 (66.2)	157,744 (21.3)	25,922 (23.3)	25,053 (29.3)	59,586 (41.7)
1090	1090	303,476 (27.1)	101,904 (24.8)	173,671 (30.8)	27,901 (19.1)	303,476 (27.1)	13,560 (76.0)	17,543 (74.5)	160,657 (21.7)	26,301 (23.7)	25,400 (29.8)	60,015 (42.0)
1091	1091	303,840 (27.1)	101,904 (24.8)	173,811 (30.8)	28,126 (19.2)	303,840 (27.1)	13,560 (76.0)	17,543 (74.5)	160,898 (21.7)	26,424 (23.8)	25,400 (29.8)	60,015 (42.0)
1092	1092	304,754 (27.2)	102,146 (24.9)	174,452 (30.9)	28,157 (19.3)	304,754 (27.2)	13,560 (76.0)	17,781 (75.5)	161,446 (21.8)	26,467 (23.8)	25,442 (29.8)	60,058 (42.1)
1093	1093	305,026 (27.2)	102,146 (24.9)	174,681 (31.0)	28,199 (19.3)	305,026 (27.2)	13,560 (76.0)	17,815 (75.6)	161,501 (21.8)	26,467 (23.8)	25,617 (30.0)	60,066 (42.1)
		305,423	102,146	175,030	28,247	305,423	13,560	17,815	161,543	26,802	25,617	60,086

1119	1119	387,356 (34.6)	128,681 (31.3)	223,553 (39.6)	35,122 (24.0)	387,356 (34.6)	15,062 (84.4)	19,912 (84.5)	204,324 (27.6)	35,340 (31.8)	36,541 (42.8)	76,177 (53.4)
1120	1120	393,323 (35.1)	131,178 (31.9)	226,503 (40.1)	35,642 (24.4)	393,323 (35.1)	15,062 (84.4)	19,912 (84.5)	208,688 (28.2)	35,741 (32.2)	37,383 (43.8)	76,538 (53.6)
1121	1121	393,738 (35.1)	131,178 (31.9)	226,888 (40.2)	35,672 (24.4)	393,738 (35.1)	15,062 (84.4)	19,912 (84.5)	209,102 (28.2)	35,742 (32.2)	37,383 (43.8)	76,538 (53.6)
1122	1122	393,963 (35.1)	131,178 (31.9)	226,929 (40.2)	35,855 (24.5)	393,963 (35.1)	15,062 (84.4)	19,912 (84.5)	209,318 (28.3)	35,742 (32.2)	37,383 (43.8)	76,547 (53.6)
1123	1123	394,034 (35.1)	131,193 (31.9)	226,943 (40.2)	35,897 (24.6)	394,034 (35.1)	15,062 (84.4)	19,912 (84.5)	209,353 (28.3)	35,742 (32.2)	37,391 (43.8)	76,575 (53.6)
1124	1124	394,414 (35.2)	131,193 (31.9)	227,152 (40.3)	36,068 (24.7)	394,414 (35.2)	15,062 (84.4)	19,912 (84.5)	209,522 (28.3)	35,742 (32.2)	37,393 (43.8)	76,783 (53.8)
1125	1125	396,153 (35.3)	131,756 (32.1)	228,268 (40.5)	36,129 (24.7)	396,153 (35.3)	15,062 (84.4)	19,930 (84.6)	210,820 (28.5)	35,758 (32.2)	37,393 (43.8)	77,190 (54.1)
1126	1126	396,349 (35.4)	131,905 (32.1)	228,283 (40.5)	36,160 (24.7)	396,349 (35.4)	15,062 (84.4)	19,940 (84.6)	210,881 (28.5)	35,758 (32.2)	37,393 (43.8)	77,315 (54.1)
1127	1127	396,977 (35.4)	132,205 (32.2)	228,570 (40.5)	36,202 (24.8)	396,977 (35.4)	15,062 (84.4)	19,940 (84.6)	211,381 (28.5)	35,770 (32.2)	37,493 (43.9)	77,331 (54.2)
1128	1129	398,043 (35.5)	132,205 (32.2)	229,582 (40.7)	36,257 (24.8)	398,043 (35.5)	15,062 (84.4)	19,940 (84.6)	212,068 (28.6)	35,783 (32.2)	37,493 (43.9)	77,698 (54.4)
1130	1139	409,182 (36.5)	136,202 (33.2)	235,172 (41.7)	37,808 (25.9)	409,182 (36.5)	15,409 (86.3)	19,970 (84.8)	219,006 (29.6)	36,523 (32.9)	38,914 (45.6)	79,358 (55.6)
1140	1149	415,074 (37.0)	138,206 (33.7)	238,435 (42.3)	38,433 (26.3)	415,074 (37.0)	15,409 (86.3)	19,987 (84.8)	222,141 (30.0)	37,226 (33.5)	39,697 (46.5)	80,614 (56.5)
1150	1159	431,143 (38.5)	144,712 (35.2)	245,469 (43.5)	40,963 (28.0)	431,143 (38.5)	15,409 (86.3)	20,020 (85.0)	234,847 (31.7)	39,118 (35.2)	40,316 (47.2)	81,433 (57.0)
1160	1169	440,781 (39.3)	147,357 (35.9)	251,316 (44.5)	42,108 (28.8)	440,781 (39.3)	15,409 (86.3)	20,206 (85.8)	241,435 (32.6)	39,356 (35.4)	41,085 (48.1)	83,290 (58.3)
1170	1179	446,075 (39.8)	149,549 (36.4)	252,832 (44.8)	43,694 (29.9)	446,075 (39.8)	15,409 (86.3)	20,233 (85.9)	245,142 (33.1)	40,192 (36.2)	41,234 (48.3)	83,865 (58.7)
1180	1189	456,584 (40.7)	151,765 (37.0)	259,508 (46.0)	45,311 (31.0)	456,584 (40.7)	15,409 (86.3)	20,286 (86.1)	251,593 (34.0)	41,686 (37.5)	41,523 (48.6)	86,087 (60.3)
1190	1199	465,866 (41.6)	155,126 (37.8)	263,396 (46.7)	47,344 (32.4)	465,866 (41.6)	15,409 (86.3)	20,289 (86.1)	258,456 (34.9)	42,104 (37.9)	42,805 (50.1)	86,802 (60.8)
1200	1299	559,333 (49.9)	194,999 (47.5)	306,280 (54.3)	58,054 (39.7)	559,333 (49.9)	16,639 (93.2)	23,088 (98.0)	322,650 (43.6)	49,971 (45.0)	48,573 (56.9)	98,412 (68.9)
1300	1399	639,498 (57.0)	224,331 (54.6)	344,644 (61.1)	70,522 (48.2)	639,498 (57.0)	16,639 (93.2)	23,384 (99.2)	381,768 (51.6)	53,429 (48.1)	55,610 (65.1)	108,667 (76.1)
1400	1499	697,846 (62.2)	244,352 (59.5)	370,240 (65.6)	83,254 (56.9)	697,846 (62.2)	17,848 (100.0)	23,545 (99.9)	428,156 (57.8)	56,972 (51.3)	59,095 (69.2)	112,231 (78.6)
1500	1599	762,417 (68.0)	270,828 (65.9)	397,672 (70.5)	93,917 (64.2)	762,417 (68.0)		23,545 (99.9)	476,869 (64.4)	63,404 (57.1)	62,752 (73.5)	118,000 (82.6)
1600	1699	810,436 (72.3)	289,935 (70.6)	419,098 (74.3)	101,403 (69.4)	810,436 (72.3)		23,554 (100.0)	510,228 (68.9)	69,310 (62.4)	66,336 (77.7)	123,160 (86.3)
1700	1799	850,562 (75.9)	301,863 (73.5)	439,354 (77.9)	109,345 (74.8)	850,562 (75.9)		23,562 (100.0)	542,875 (73.3)	71,759 (64.6)	68,257 (80.0)	126,261 (88.4)
1800	1899	890,339 (79.4)	315,350 (76.8)	457,870 (81.1)	117,119 (80.1)	890,339 (79.4)			575,074 (77.7)	75,756 (68.2)	69,836 (81.8)	128,263 (89.8)
		916,218	326,334	468,405	121,480	916,218			595,982	78,312	71,309	129,206

1900	1999	(81.7)	(79.5)	(83.0)	(83.1)	(81.7)			(80.5)	(70.5)	(83.5)	(90.5)
		1,121,139	410,678	564,268	146,192	1,121,139			740,445	111,132	85,371	142,781
2000		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
月平均賃金額		204,617	202,579	194,979	247,543	204,617	40,796	62,587	222,138	245,247	191,706	133,765
時間当平均賃金額		1,703	2,015	1,510	1,575	1,703	1,094	1,079	1,821	1,750	1,505	1,357
月一人当たり労働時間数		124	119	119	156	124	37	57	132	131	122	99
第1・20分位数		1,027	1,027	1,027	1,028	1,027	1,027	1,027	1,028	1,027	1,027	1,027
第1・10分位数		1,030	1,030	1,030	1,040	1,030	1,027	1,027	1,030	1,030	1,028	1,027
第1・4分位数		1,080	1,096	1,059	1,130	1,080	1,030	1,030	1,100	1,100	1,050	1,032
中位数		1,300	1,323	1,225	1,419	1,300	1,070	1,040	1,377	1,441	1,195	1,100
四分位偏差係数		0.2677	0.2812	0.2633	0.2361	0.2677	0.0238	0.0298	0.2662	0.3515	0.2406	0.1486

【上段】

累積労働者数

【下段】

累積構成比

総括表(2) (産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表)

06年

総括表(2)

産業：(全て)

就業形態：(全て)

産別適用除外含む全労働者

時間当たり所定内賃金額(円) (3手当を除く)	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18-19歳	20-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18-19歳	20-54歳	55-59歳	60-64歳	65歳以上
計	1,121,139	519,241	3,150	7,048	357,315	49,202	35,610	66,916	601,898	14,698	16,514	383,130	61,930	49,761	75,865
1,025 - 1,025	8,847 (0.8)	3,240 (0.6)		35 (0.5)	1,962 (0.5)		54 (0.2)	1,189 (1.8)	5,608 (0.9)		327 (2.0)	2,314 (0.6)	199 (0.3)	1,510 (3.0)	1,257 (1.7)
1,026 - 1,026	9,793 (0.9)	3,925 (0.8)		35 (0.5)	1,962 (0.5)		54 (0.2)	1,874 (2.8)	5,868 (1.0)		327 (2.0)	2,328 (0.6)	427 (0.7)	1,510 (3.0)	1,275 (1.7)
1,027 - 1,027	80,210 (7.2)	24,987 (4.8)	1,643 (52.1)	1,692 (24.0)	11,237 (3.1)	342 (0.7)	977 (2.7)	9,098 (13.6)	55,223 (9.2)	1,358 (9.2)	1,009 (6.1)	24,747 (6.5)	8,244 (13.3)	7,100 (14.3)	12,766 (16.8)
1,028 - 1,028	85,659 (7.6)	25,603 (4.9)	1,643 (52.1)	1,705 (24.2)	11,615 (3.3)	357 (0.7)	977 (2.7)	9,307 (13.9)	60,056 (10.0)	1,358 (9.2)	1,009 (6.1)	26,289 (6.9)	8,670 (14.0)	7,821 (15.7)	14,909 (19.7)
1,029 - 1,029	86,284 (7.7)	25,817 (5.0)	1,643 (52.1)	1,731 (24.6)	11,804 (3.3)	357 (0.7)	977 (2.7)	9,307 (13.9)	60,466 (10.0)	1,358 (9.2)	1,009 (6.1)	26,557 (6.9)	8,670 (14.0)	7,825 (15.7)	15,047 (19.8)
1,030 - 1,030	158,237 (14.1)	42,832 (8.2)	2,016 (64.0)	3,704 (52.6)	22,248 (6.2)	413 (0.8)	1,756 (4.9)	12,695 (19.0)	115,405 (19.2)	3,654 (24.9)	4,362 (26.4)	57,706 (15.1)	15,155 (24.5)	12,373 (24.9)	22,153 (29.2)
1,031 - 1,031	159,633 (14.2)	42,997 (8.3)	2,016 (64.0)	3,704 (52.6)	22,413 (6.3)	413 (0.8)	1,756 (4.9)	12,695 (19.0)	116,636 (19.4)	3,654 (24.9)	4,362 (26.4)	58,763 (15.3)	15,155 (24.5)	12,373 (24.9)	22,328 (29.4)
1,032 - 1,032	167,254 (14.9)	43,710 (8.4)	2,016 (64.0)	3,719 (52.8)	22,439 (6.3)	413 (0.8)	1,756 (4.9)	13,367 (20.0)	123,544 (20.5)	3,654 (24.9)	4,362 (26.4)	62,133 (16.2)	15,827 (25.6)	13,926 (28.0)	23,641 (31.2)
1,033 - 1,033	170,399 (15.2)	45,059 (8.7)	2,016 (64.0)	3,719 (52.8)	23,783 (6.7)	413 (0.8)	1,761 (4.9)	13,367 (20.0)	125,341 (20.8)	3,654 (24.9)	4,362 (26.4)	62,814 (16.4)	15,845 (25.6)	13,935 (28.0)	24,731 (32.6)
1,034 - 1,034	172,055 (15.3)	45,276 (8.7)	2,016 (64.0)	3,719 (52.8)	23,823 (6.7)	413 (0.8)	1,938 (5.4)	13,367 (21.1)	126,779 (21.1)	3,654 (24.9)	4,362 (26.4)	63,549 (16.6)	15,851 (25.6)	13,935 (28.0)	25,428 (33.5)
1,035 - 1,035	175,912 (15.7)	45,877 (8.8)	2,016 (64.0)	3,719 (52.8)	24,015 (6.7)	413 (0.8)	2,112 (5.9)	13,602 (20.3)	130,035 (21.6)	3,654 (24.9)	4,362 (26.4)	64,845 (16.9)	16,229 (26.2)	14,607 (29.4)	26,337 (34.7)
1,036 - 1,036	176,765 (15.8)	45,883 (8.8)	2,016 (64.0)	3,719 (52.8)	24,015 (6.7)	413 (0.8)	2,112 (5.9)	13,608 (20.3)	130,882 (21.7)	3,654 (24.9)	4,362 (26.4)	65,112 (17.0)	16,412 (26.5)	14,607 (29.4)	26,735 (35.2)
1,037 - 1,037	177,828 (15.9)	46,372 (8.9)	2,016 (64.0)	3,723 (52.8)	24,175 (6.8)	413 (0.8)	2,112 (5.9)	13,931 (20.8)	131,456 (21.8)	3,654 (24.9)	4,362 (26.4)	65,333 (17.1)	16,570 (26.8)	14,607 (29.4)	26,929 (35.5)
1,038 - 1,038	178,889 (16.0)	46,607 (9.0)	2,016 (64.0)	3,738 (53.0)	24,249 (6.8)	413 (0.8)	2,112 (5.9)	14,079 (21.0)	132,282 (22.0)	3,654 (24.9)	4,598 (27.8)	65,923 (17.2)	16,570 (26.8)	14,607 (29.4)	26,929 (35.5)
1,039 - 1,039	179,586 (16.0)	46,644 (9.0)	2,016 (64.0)	3,738 (53.0)	24,276 (6.8)	413 (0.8)	2,112 (5.9)	14,088 (21.1)	132,943 (22.1)	3,654 (24.9)	4,598 (27.8)	66,381 (17.3)	16,570 (26.8)	14,782 (29.7)	26,957 (35.5)
1,040 - 1,040	196,300 (17.5)	50,897 (9.8)	2,016 (64.0)	4,517 (64.1)	27,507 (7.7)	413 (0.8)	2,324 (6.5)	14,119 (21.1)	145,403 (24.2)	3,654 (24.9)	8,658 (52.4)	71,064 (18.5)	17,297 (27.9)	15,754 (31.7)	28,976 (38.2)
1,041 - 1,041	198,066 (17.7)	51,238 (9.9)	2,016 (64.0)	4,517 (64.1)	27,829 (7.8)	413 (0.8)	2,330 (6.5)	14,132 (21.1)	146,828 (24.4)	3,654 (24.9)	8,661 (52.4)	71,812 (18.7)	17,742 (28.6)	15,754 (31.7)	29,204 (38.5)
1,042 - 1,042	198,336 (17.7)	51,289 (9.9)	2,016 (64.0)	4,517 (64.1)	27,869 (7.8)	413 (0.8)	2,342 (6.6)	14,132 (21.1)	147,047 (24.4)	3,654 (24.9)	8,661 (52.4)	71,847 (18.8)	17,926 (28.9)	15,754 (31.7)	29,204 (38.5)
1,043 - 1,043	199,165 (17.8)	51,704 (10.0)	2,016 (64.0)	4,662 (66.1)	27,965 (7.8)	413 (0.8)	2,342 (6.6)	14,307 (21.4)	147,461 (24.5)	3,654 (24.9)	8,661 (52.4)	72,059 (18.8)	18,101 (29.2)	15,772 (31.7)	29,214 (38.5)
1,044 - 1,044	199,859 (17.8)	51,851 (10.0)	2,016 (64.0)	4,662 (66.1)	27,965 (7.8)	413 (0.8)	2,342 (6.6)	14,454 (21.6)	148,007 (24.6)	3,654 (24.9)	8,668 (52.5)	72,349 (18.9)	18,101 (29.2)	15,772 (31.7)	29,464 (38.8)
1,045 - 1,045	204,708 (18.3)	52,121 (10.0)	2,016 (64.0)	4,667 (66.2)	27,991 (7.8)	426 (0.9)	2,567 (7.2)	14,454 (21.6)	152,587 (25.4)	3,654 (24.9)	8,683 (52.6)	75,032 (19.6)	19,295 (31.2)	16,275 (32.7)	29,647 (39.1)
1,046 - 1,046	204,758 (18.3)	52,145 (10.0)	2,016 (64.0)	4,667 (66.2)	28,002 (7.8)	426 (0.9)	2,577 (7.2)	14,456 (21.6)	152,613 (25.4)	3,654 (24.9)	8,683 (52.6)	75,049 (19.6)	19,295 (31.2)	16,284 (32.7)	29,647 (39.1)
1,047 - 1,047	206,687 (18.4)	52,212 (10.1)	2,016 (64.0)	4,667 (66.2)	28,052 (7.9)	426 (0.9)	2,577 (7.2)	14,473 (21.6)	154,475 (25.7)	3,654 (24.9)	9,131 (55.3)	76,141 (19.9)	19,308 (31.2)	16,459 (33.1)	29,781 (39.3)
1,048 - 1,048	206,862 (18.5)	52,357 (10.1)	2,016 (64.0)	4,667 (66.2)	28,076 (7.9)	426 (0.9)	2,577 (7.2)	14,594 (25.7)	154,506 (25.7)	3,654 (24.9)	9,131 (55.3)	76,156 (19.9)	19,324 (31.2)	16,459 (33.1)	29,781 (39.3)
1,049 - 1,049	206,932 (18.5)	52,410 (10.1)	2,016 (64.0)	4,667 (66.2)	28,119 (7.9)	426 (0.9)	2,587 (7.3)	14,594 (21.8)	154,522 (25.7)	3,654 (24.9)	9,131 (55.3)	76,173 (19.9)	19,324 (31.2)	16,459 (33.1)	29,781 (39.3)
1,050 - 1,050	240,950 (21.5)	60,272 (11.6)	2,148 (68.2)	4,667 (66.2)	31,385 (8.8)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,302 (27.4)	180,678 (30.0)	4,283 (29.1)	9,622 (58.3)	92,058 (24.0)	22,521 (36.4)	18,470 (37.1)	33,724 (44.5)
1,051 - 1,051	241,266 (21.5)	60,382 (11.6)	2,148 (68.2)	4,667 (66.2)	31,486 (8.8)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,311 (27.4)	180,884 (30.1)	4,437 (30.2)	9,622 (58.3)	92,107 (24.0)	22,524 (36.4)	18,470 (37.1)	33,724 (44.5)
1,052 - 1,052	242,013 (21.6)	60,595 (11.7)	2,148 (68.2)	4,667 (66.2)	31,699 (8.9)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,311 (27.4)	181,418 (30.1)	4,437 (30.2)	9,622 (58.3)	92,360 (24.1)	22,805 (36.8)	18,470 (37.1)	33,724 (44.5)
1,053 - 1,053	243,123 (21.7)	60,595 (11.7)	2,148 (68.2)	4,667 (66.2)	31,699 (8.9)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,311 (27.4)	182,528 (30.3)	4,437 (30.2)	9,622 (58.3)	93,286 (24.3)	22,979 (37.1)	18,480 (37.1)	33,724 (44.5)
1,054 - 1,054	243,844 (21.7)	60,921 (11.7)	2,148 (68.2)	4,667 (66.2)	31,864 (8.9)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,472 (27.6)	182,922 (30.4)	4,437 (30.2)	9,622 (58.3)	93,680 (24.5)	22,979 (37.1)	18,480 (37.1)	33,724 (44.5)

資料 2(2)

観知票
地域別最低賃金

1,055	1,055	244,530 (21.8)	60,970 (11.7)	2,148 (68.2)	4,667 (66.2)	31,913 (8.9)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,472 (27.6)	183,560 (30.5)	4,437 (30.2)	9,622 (58.3)	94,176 (24.6)	23,098 (37.3)	18,503 (37.2)	33,724 (44.5)
1,056	1,056	244,654 (21.8)	60,998 (11.7)	2,148 (68.2)	4,682 (66.4)	31,924 (8.9)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,474 (27.6)	183,656 (30.5)	4,437 (30.2)	9,622 (58.3)	94,272 (24.6)	23,098 (37.3)	18,503 (37.2)	33,724 (44.5)
1,057	1,057	246,179 (22.0)	61,413 (11.8)	2,148 (68.2)	4,720 (67.0)	32,058 (9.0)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,717 (28.0)	184,766 (30.7)	4,452 (30.3)	9,622 (58.3)	95,103 (24.8)	23,207 (37.5)	18,649 (37.5)	33,732 (44.5)
1,058	1,058	247,058 (22.0)	61,882 (11.9)	2,148 (68.2)	4,720 (67.0)	32,514 (9.1)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,731 (28.0)	185,176 (30.8)	4,452 (30.3)	9,622 (58.3)	95,501 (24.9)	23,207 (37.5)	18,661 (37.5)	33,732 (44.5)
1,059	1,059	248,352 (22.2)	62,354 (12.0)	2,148 (68.2)	4,720 (67.0)	32,985 (9.2)	616 (1.3)	3,154 (8.9)	18,731 (28.0)	185,999 (30.9)	4,452 (30.3)	9,622 (58.3)	96,321 (25.1)	23,207 (37.5)	18,664 (37.5)	33,732 (44.5)
1,060	1,060	255,952 (22.8)	63,243 (12.2)	2,148 (68.2)	4,720 (67.0)	33,415 (9.4)	616 (1.3)	3,257 (9.1)	19,088 (28.5)	192,709 (32.0)	4,452 (30.3)	9,622 (58.3)	100,777 (26.3)	23,742 (38.3)	19,149 (38.5)	34,966 (46.1)
1,061	1,061	257,207 (22.9)	64,012 (12.3)	2,148 (68.2)	4,720 (67.0)	33,662 (9.4)	844 (1.7)	3,257 (9.1)	19,382 (29.0)	193,195 (30.3)	4,452 (30.3)	9,622 (58.3)	101,211 (26.4)	23,742 (38.3)	19,201 (38.6)	34,966 (46.1)
1,062	1,062	259,279 (23.1)	64,168 (12.4)	2,148 (68.2)	4,720 (67.0)	33,817 (9.5)	844 (1.7)	3,257 (9.1)	19,382 (29.0)	195,111 (32.4)	4,452 (30.3)	9,630 (58.3)	102,317 (26.7)	23,742 (38.3)	19,201 (38.6)	35,768 (47.1)
1,063	1,063	259,487 (23.1)	64,343 (12.4)	2,148 (68.2)	4,720 (67.0)	33,967 (9.5)	844 (1.7)	3,266 (9.2)	19,397 (29.0)	195,144 (32.4)	4,452 (30.3)	9,630 (58.3)	102,326 (26.7)	23,766 (38.4)	19,201 (38.6)	35,768 (47.1)
1,064	1,064	259,602 (23.2)	64,356 (12.4)	2,148 (68.2)	4,720 (67.0)	33,981 (9.5)	844 (1.7)	3,266 (9.2)	19,397 (29.0)	195,247 (32.4)	4,452 (30.3)	9,630 (58.3)	102,428 (26.7)	23,766 (38.4)	19,201 (38.6)	35,768 (47.1)
1,065	1,065	260,944 (23.3)	64,925 (12.5)	2,148 (68.2)	4,736 (67.2)	34,110 (9.5)	857 (1.7)	3,266 (9.2)	19,808 (29.6)	196,019 (32.6)	4,452 (30.3)	9,630 (58.3)	103,042 (26.9)	23,766 (38.4)	19,360 (38.9)	35,768 (47.1)
1,066	1,066	261,645 (23.3)	64,925 (12.5)	2,148 (68.2)	4,736 (67.2)	34,110 (9.5)	857 (1.7)	3,266 (9.2)	19,808 (29.6)	196,720 (32.6)	4,452 (30.3)	9,630 (58.3)	103,743 (27.1)	23,766 (38.4)	19,360 (38.9)	35,768 (47.1)
1,067	1,067	262,447 (23.4)	65,158 (12.5)	2,148 (68.2)	4,736 (67.2)	34,123 (9.5)	857 (1.7)	3,485 (9.8)	19,808 (29.6)	197,290 (32.8)	4,452 (30.3)	9,630 (58.3)	104,313 (27.2)	23,766 (38.4)	19,360 (38.9)	35,768 (47.1)
1,068	1,068	263,444 (23.5)	65,907 (12.7)	2,148 (68.2)	4,736 (67.2)	34,705 (9.7)	857 (1.7)	3,500 (9.8)	19,961 (29.8)	197,537 (32.8)	4,452 (30.3)	9,630 (58.3)	104,548 (27.3)	23,778 (38.4)	19,360 (38.9)	35,768 (47.1)
1,069	1,069	263,707 (23.5)	65,938 (12.7)	2,148 (68.2)	4,736 (67.2)	34,736 (9.7)	857 (1.7)	3,500 (9.8)	19,961 (29.8)	197,768 (32.9)	4,452 (30.3)	9,861 (59.7)	104,548 (27.3)	23,778 (38.4)	19,360 (38.9)	35,768 (47.1)
1,070	1,070	272,937 (24.3)	66,459 (12.8)	2,148 (68.2)	4,736 (67.2)	34,870 (9.8)	857 (1.7)	3,500 (9.8)	20,348 (30.4)	206,478 (34.3)	7,503 (51.0)	9,861 (59.7)	107,974 (28.2)	23,778 (38.4)	20,132 (40.5)	37,230 (49.1)
1,071	1,071	274,217 (24.5)	66,866 (12.9)	2,148 (68.2)	4,736 (67.2)	35,143 (9.8)	992 (2.0)	3,500 (9.8)	20,348 (30.4)	207,351 (34.4)	7,503 (51.0)	9,873 (59.8)	108,827 (28.4)	23,787 (38.4)	20,132 (40.5)	37,230 (49.1)
1,072	1,072	274,261 (24.5)	66,909 (12.9)	2,148 (68.2)	4,752 (67.4)	35,170 (9.8)	992 (2.0)	3,500 (9.8)	20,348 (30.4)	207,351 (34.4)	7,503 (51.0)	9,873 (59.8)	108,827 (28.4)	23,787 (38.4)	20,132 (40.5)	37,230 (49.1)
1,073	1,073	274,414 (24.5)	66,968 (12.9)	2,148 (68.2)	4,752 (67.4)	35,185 (9.8)	1,005 (2.0)	3,500 (9.8)	20,378 (30.5)	207,446 (34.5)	7,503 (51.0)	9,882 (59.8)	108,913 (28.4)	23,787 (38.4)	20,132 (40.5)	37,230 (49.1)
1,074	1,074	274,739 (24.5)	66,968 (12.9)	2,148 (68.2)	4,752 (67.4)	35,185 (9.8)	1,005 (2.0)	3,500 (9.8)	20,378 (30.5)	207,771 (34.5)	7,503 (51.0)	9,882 (59.8)	109,239 (28.5)	23,787 (38.4)	20,132 (40.5)	37,230 (49.1)
1,075	1,075	276,129 (24.6)	67,501 (13.0)	2,148 (68.2)	4,752 (67.4)	35,362 (9.9)	1,223 (2.5)	3,624 (10.2)	20,392 (30.5)	208,628 (34.7)	7,503 (51.0)	9,897 (59.9)	109,488 (28.6)	23,889 (38.6)	20,132 (40.5)	37,719 (49.7)
1,076	1,076	276,153 (24.6)	67,501 (13.0)	2,148 (68.2)	4,752 (67.4)	35,362 (9.9)	1,223 (2.5)	3,624 (10.2)	20,392 (30.5)	208,652 (34.7)	7,503 (51.0)	9,897 (59.9)	109,512 (28.6)	23,889 (38.6)	20,132 (40.5)	37,719 (49.7)
1,077	1,077	277,200 (24.7)	67,673 (13.0)	2,148 (68.2)	4,752 (67.4)	35,387 (9.9)	1,223 (2.5)	3,771 (10.6)	20,392 (30.5)	209,527 (34.8)	7,503 (51.0)	9,897 (59.9)	110,379 (28.8)	23,889 (38.6)	20,140 (40.5)	37,719 (49.7)
1,078	1,078	277,954 (24.8)	67,684 (13.0)	2,148 (68.2)	4,752 (67.4)	35,398 (9.9)	1,223 (2.5)	3,771 (10.6)	20,392 (30.5)	210,270 (34.9)	7,503 (51.0)	9,897 (59.9)	111,117 (29.0)	23,889 (38.6)	20,146 (40.5)	37,719 (49.7)
1,079	1,079	279,023 (24.9)	68,054 (13.1)	2,148 (68.2)	4,752 (67.4)	35,768 (10.0)	1,223 (2.5)	3,771 (10.6)	20,392 (30.5)	210,969 (35.1)	7,503 (51.0)	9,897 (59.9)	111,815 (29.2)	23,889 (38.6)	20,146 (40.5)	37,719 (49.7)
1,080	1,080	284,343 (25.4)	69,076 (13.3)	2,148 (68.2)	4,789 (68.0)	36,350 (10.2)	1,223 (2.5)	3,781 (10.6)	20,784 (31.1)	215,266 (35.8)	7,739 (52.7)	9,897 (59.9)	114,480 (29.9)	24,246 (39.2)	20,620 (41.4)	38,285 (50.5)
1,081	1,081	291,714 (26.0)	69,239 (13.3)	2,148 (68.2)	4,789 (68.0)	36,495 (10.2)	1,223 (2.5)	3,799 (10.7)	20,784 (31.1)	222,475 (37.0)	11,412 (77.6)	10,776 (65.3)	116,883 (30.5)	24,254 (39.2)	20,629 (41.5)	38,521 (50.8)
1,082	1,082	292,129 (26.1)	69,308 (13.3)	2,148 (68.2)	4,789 (68.0)	36,554 (10.2)	1,223 (2.5)	3,799 (10.7)	20,794 (31.1)	222,821 (37.0)	11,412 (77.6)	10,776 (65.3)	117,229 (30.6)	24,254 (39.2)	20,629 (41.5)	38,521 (50.8)
1,083	1,083	293,070 (26.1)	69,368 (13.4)	2,148 (68.2)	4,789 (68.0)	36,615 (10.2)	1,223 (2.5)	3,799 (10.7)	20,794 (31.1)	223,702 (37.2)	11,412 (77.6)	10,790 (65.3)	118,096 (30.8)	24,254 (39.2)	20,629 (41.5)	38,521 (50.8)
1,084	1,084	293,552 (26.2)	69,414 (13.4)	2,148 (68.2)	4,789 (68.0)	36,653 (10.3)	1,229 (2.5)	3,799 (10.7)	20,796 (31.1)	224,137 (37.2)	11,412 (77.6)	10,790 (65.3)	118,292 (30.9)	24,254 (39.2)	20,869 (41.9)	38,521 (50.8)
1,085	1,085	294,560 (26.3)	69,484 (13.4)	2,148 (68.2)	4,789 (68.0)	36,708 (10.3)	1,229 (2.5)	3,799 (10.7)	20,811 (31.1)	225,076 (37.4)	11,412 (77.6)	10,798 (65.4)	118,831 (31.0)	24,631 (39.8)	20,869 (41.9)	38,535 (50.8)
1,086	1,086	294,753 (26.3)	69,669 (13.4)	2,148 (68.2)	4,789 (68.0)	36,730 (10.3)	1,285 (2.6)	3,803 (10.7)	20,913 (31.3)	225,084 (37.4)	11,412 (77.6)	10,798 (65.4)	118,836 (31.0)	24,631 (39.8)	20,869 (41.9)	38,538 (50.8)
1,087	1,087	295,182 (26.3)	69,673 (13.4)	2,148 (68.2)	4,789 (68.0)	36,734 (10.3)	1,285 (2.6)	3,803 (10.7)	20,913 (31.3)	225,509 (37.5)	11,412 (77.6)	10,798 (65.4)	119,001 (31.1)	24,631 (39.8)	21,129 (42.5)	38,538 (50.8)
		295,484	69,825	2,148	4,789	36,751	1,285	3,803	21,048	225,660	11,412	10,798	119,030	24,631	21,250	38,538

1,122	1,122	393,963 (35.1)	94,566 (18.2)	2,661 (84.5)	5,779 (82.0)	49,683 (13.9)	2,899 (5.9)	6,644 (18.7)	26,899 (40.2)	299,397 (49.7)	12,401 (84.4)	14,133 (85.6)	159,635 (41.7)	32,843 (53.0)	30,739 (61.8)	49,647 (65.4)
1,123	1,123	394,034 (35.1)	94,597 (18.2)	2,661 (84.5)	5,779 (82.0)	49,701 (13.9)	2,899 (5.9)	6,644 (18.7)	26,913 (40.2)	299,437 (49.7)	12,401 (84.4)	14,133 (85.6)	159,652 (41.7)	32,843 (53.0)	30,747 (61.8)	49,662 (65.5)
1,124	1,124	394,414 (35.2)	94,680 (18.2)	2,661 (84.5)	5,779 (82.0)	49,784 (13.9)	2,899 (5.9)	6,644 (18.7)	26,913 (40.2)	299,734 (49.8)	12,401 (84.4)	14,133 (85.6)	159,738 (41.7)	32,843 (53.0)	30,749 (61.8)	49,871 (65.7)
1,125	1,125	396,153 (35.3)	95,536 (18.4)	2,661 (84.5)	5,797 (82.3)	50,364 (14.1)	2,915 (5.9)	6,644 (18.7)	27,155 (40.6)	300,617 (49.9)	12,401 (84.4)	14,133 (85.6)	160,456 (41.9)	32,843 (53.0)	30,749 (61.8)	50,035 (66.0)
1,126	1,126	396,349 (35.4)	95,648 (18.4)	2,661 (84.5)	5,797 (82.3)	50,376 (14.1)	2,915 (5.9)	6,644 (18.7)	27,255 (40.7)	300,700 (50.0)	12,401 (84.4)	14,143 (85.6)	160,505 (41.9)	32,843 (53.0)	30,749 (61.8)	50,060 (66.0)
1,127	1,127	396,977 (35.4)	95,696 (18.4)	2,661 (84.5)	5,797 (82.3)	50,408 (14.1)	2,915 (5.9)	6,644 (18.7)	27,271 (40.8)	301,281 (50.1)	12,401 (84.4)	14,143 (85.6)	160,974 (42.0)	32,855 (53.1)	30,849 (62.0)	50,060 (66.0)
1,128	1,129	398,043 (35.5)	95,869 (18.5)	2,661 (84.5)	5,797 (82.3)	50,581 (14.2)	2,915 (5.9)	6,644 (18.7)	27,271 (40.8)	302,174 (50.2)	12,401 (84.4)	14,143 (85.6)	161,487 (42.1)	32,868 (53.1)	30,849 (62.0)	50,426 (66.5)
1,130	1,139	409,182 (36.5)	100,381 (19.3)	2,661 (84.5)	5,828 (82.7)	52,861 (14.8)	2,928 (6.0)	7,814 (21.9)	28,288 (42.3)	308,800 (51.3)	12,748 (86.7)	14,143 (85.6)	166,145 (43.4)	33,595 (54.2)	31,100 (62.5)	51,070 (67.3)
1,140	1,149	415,074 (37.0)	101,721 (19.6)	2,661 (84.5)	5,844 (82.9)	53,363 (14.9)	2,938 (6.0)	7,814 (21.9)	29,100 (43.5)	313,353 (52.1)	12,748 (86.7)	14,143 (85.6)	168,778 (44.1)	34,288 (55.4)	31,883 (64.1)	51,514 (67.9)
1,150	1,159	431,143 (38.5)	105,055 (20.2)	2,661 (84.5)	5,863 (83.2)	56,107 (15.7)	3,236 (6.6)	7,877 (22.1)	29,310 (43.8)	326,088 (54.2)	12,748 (86.7)	14,157 (85.7)	178,740 (46.7)	35,881 (57.9)	32,439 (65.2)	52,123 (68.7)
1,160	1,169	440,781 (39.3)	107,681 (20.7)	2,661 (84.5)	5,877 (83.4)	57,969 (16.2)	3,236 (6.6)	7,892 (22.2)	30,045 (44.9)	333,100 (55.3)	12,748 (86.7)	14,329 (86.8)	183,466 (47.9)	36,119 (58.3)	33,194 (66.7)	53,245 (70.2)
1,170	1,179	446,075 (39.8)	109,658 (21.1)	2,661 (84.5)	5,904 (83.8)	59,335 (16.6)	3,244 (6.6)	7,893 (22.2)	30,621 (45.8)	336,416 (55.9)	12,748 (86.7)	14,329 (86.8)	185,807 (48.5)	36,947 (59.7)	33,341 (67.0)	53,245 (70.2)
1,180	1,189	456,584 (40.7)	112,884 (21.7)	2,661 (84.5)	5,941 (84.3)	61,053 (17.1)	3,458 (7.0)	7,946 (22.3)	31,825 (47.6)	343,700 (57.1)	12,748 (86.7)	14,345 (86.9)	190,540 (49.7)	38,228 (61.7)	33,577 (67.5)	54,261 (71.5)
1,190	1,199	465,866 (41.6)	115,796 (22.3)	2,661 (84.5)	5,945 (84.3)	63,006 (17.6)	3,761 (7.6)	8,271 (23.2)	32,152 (48.0)	350,070 (58.2)	12,748 (86.7)	14,345 (86.9)	195,450 (51.0)	38,343 (61.9)	34,535 (69.4)	54,650 (72.0)
1,200	1,299	559,333 (49.9)	152,482 (29.4)	3,150 (100.0)	6,867 (97.4)	87,939 (24.6)	6,383 (13.0)	10,539 (29.6)	37,604 (56.2)	406,851 (67.6)	13,489 (91.8)	16,221 (98.2)	234,711 (61.3)	43,587 (70.4)	38,034 (76.4)	60,809 (80.2)
1,300	1,399	639,498 (57.0)	187,712 (36.2)		7,030 (99.8)	111,876 (31.3)	7,824 (15.9)	14,592 (41.0)	43,240 (64.6)	451,785 (75.1)	13,489 (91.8)	16,354 (99.0)	269,892 (70.4)	45,605 (73.6)	41,018 (82.4)	65,428 (86.2)
1,400	1,499	697,846 (62.2)	217,848 (42.0)		7,030 (99.8)	136,191 (38.1)	9,357 (19.0)	16,347 (45.9)	45,772 (68.4)	479,998 (79.7)	14,698 (100.0)	16,514 (100.0)	291,964 (76.2)	47,615 (76.9)	42,748 (85.9)	66,459 (87.6)
1,500	1,599	762,417 (68.0)	254,213 (49.0)		7,030 (99.8)	163,595 (45.8)	12,286 (25.0)	18,120 (50.9)	50,032 (74.8)	508,204 (84.4)			313,273 (81.8)	51,117 (82.5)	44,632 (89.7)	67,969 (89.6)
1,600	1,699	810,436 (72.3)	285,698 (55.0)		7,040 (99.9)	184,363 (51.6)	16,443 (33.4)	20,615 (57.9)	54,067 (80.8)	524,738 (87.2)			325,845 (85.0)	52,867 (85.4)	45,721 (91.9)	69,093 (91.1)
1,700	1,799	850,562 (75.9)	311,183 (59.9)		7,048 (100.0)	205,749 (57.6)	17,701 (36.0)	21,708 (61.0)	55,827 (83.4)	539,379 (89.6)			337,126 (88.0)	54,058 (87.3)	46,548 (93.5)	70,435 (92.8)
1,800	1,899	890,339 (79.4)	337,148 (64.9)			225,413 (63.1)	20,799 (42.3)	22,922 (64.4)	57,815 (86.4)	553,191 (91.9)			349,660 (91.3)	54,957 (88.7)	46,914 (94.3)	70,448 (92.9)
1,900	1,999	916,218 (81.7)	356,677 (68.7)			241,194 (67.5)	22,707 (46.2)	23,821 (66.9)	58,758 (87.8)	559,541 (93.0)			354,788 (92.6)	55,605 (89.8)	47,488 (95.4)	70,448 (92.9)
2,000		1,121,139 (100.0)	519,241 (100.0)			357,315 (100.0)	49,202 (100.0)	35,610 (100.0)	66,916 (100.0)	601,898 (100.0)			383,130 (100.0)	61,930 (100.0)	49,761 (100.0)	75,865 (100.0)
月平均賃金額		204,617	272,284	40,053	76,112	285,089	361,615	276,937	167,341	146,242	40,955	56,815	163,429	152,794	130,712	104,149
時間当平均賃金額		1,703	2,067	1,070	1,077	2,203	2,245	1,846	1,475	1,390	1,099	1,079	1,464	1,357	1,260	1,254
月一人当たり労働時間数		124	144	36	70	149	158	149	116	107	37	52	117	109	103	85
第1・2・0分位数		1,027	1,030	1,027	1,027	1,030	1,100	1,034	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027	1,027
第1・1・0分位数		1,030	1,045	1,027	1,027	1,079	1,250	1,075	1,027	1,029	1,030	1,030	1,030	1,027	1,027	1,027
第1・4分位数		1,080	1,231	1,027	1,030	1,300	1,602	1,205	1,050	1,045	1,050	1,030	1,059	1,032	1,032	1,030
中位数		1,300	1,609	1,027	1,030	1,665	2,052	1,579	1,200	1,127	1,070	1,040	1,190	1,110	1,100	1,080
四分位偏差係数		0.2677	0.2909	0.0355	0.0340	0.2709	0.2790	0.2973	0.2292	0.1566	0.0145	0.0288	0.1782	0.1842	0.1059	0.0787

【上段】

累積労働者数

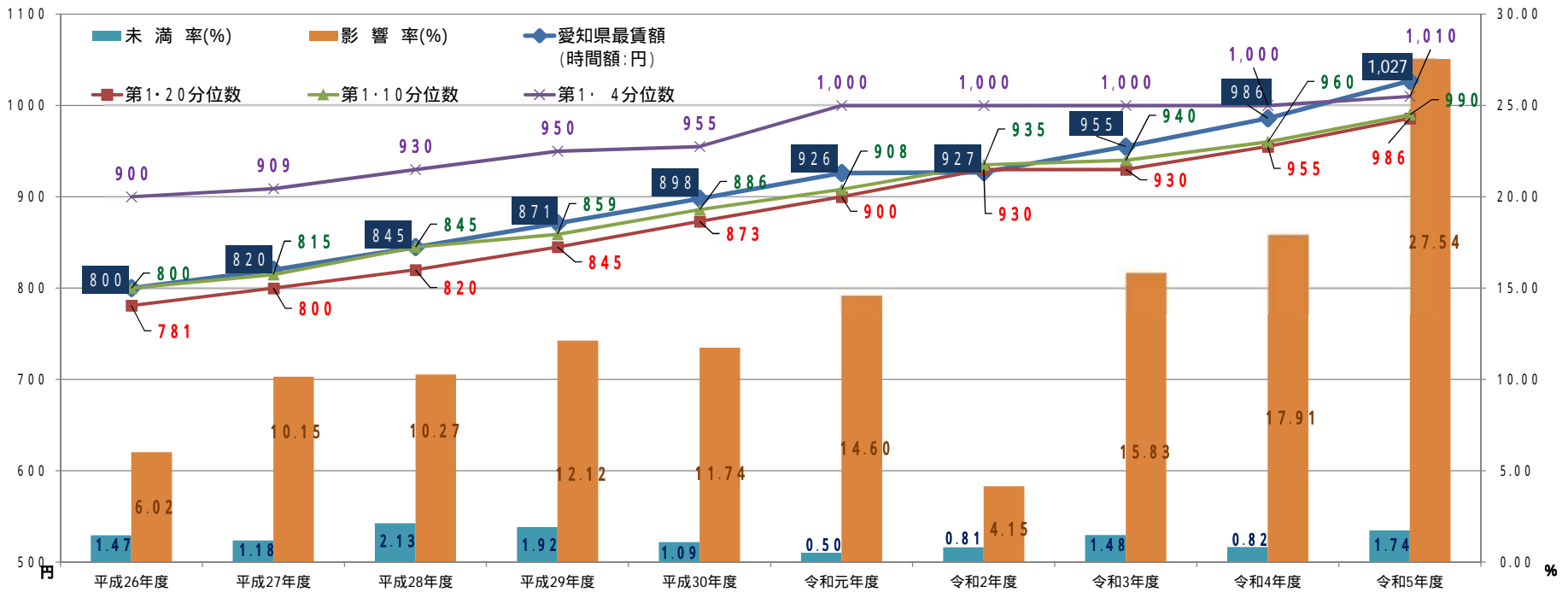
【下段】

累積構成比

影響率・未満率等の推移（平成26年度～令和5年度）

資料 3

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
愛知県最賃額 (時間額：円)	800	820	845	871	898	926	927	955	986	1,027
第1・20分位数	781	800	820	845	873	900	930	930	955	986
第1・10分位数	800	815	845	859	886	908	935	940	960	990
第1・4分位数	900	909	930	950	955	1,000	1,000	1,000	1,000	1,010
未満率(%)	1.47	1.18	2.13	1.92	1.09	0.50	0.81	1.48	0.82	1.74
影響率(%)	6.02	10.15	10.27	12.12	11.74	14.60	4.15	15.83	17.91	27.54



【未満率】:最低賃金額を改正する前に、最低賃金額を下回っている労働者割合
 【影響率】:最低賃金額を改正した後に、改正後の最低賃金額を下回ることとなる労働者割合

最低賃金引上状況等の推移(愛知) 令和5年度版

単位:時間額,引上額(円)

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)	時間額 (発効予定日)	引上額 (引上率)
愛知県最低賃金	800 (H2610.1)	20 (2.56)	820 (H2710.1)	20 (2.50)	845 (H2810.1)	25 (3.05)	871 (H29.10.1)	26 (3.08)	898 (H30.10.1)	27 (3.10)	926 (R1.10.1)	28 (3.12)	927 (R2.10.1)	1 (0.11)	955 (R3.10.1)	28 (3.02)	986 (R4.10.1)	31 (3.25)	1,027 (R5.10.1)	41 (4.16)
目 安 額 (円) [引上率(%)]	19 (2.44)		19 (2.38)		25 (3.05)		26 (3.08)		27 (3.10)		28 (3.12)		示されず		28 (3.02)		31 (3.25)		41 (4.16)	
改定状況調査による 賃金上昇率 (%)	1.5		0.8		1.3		1.4		1.4		1.3		1.2		0.4		1.5		2.1	

区 分	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	時間額	引上額	
	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	(地賃比)	(引上率)	
特 定 最 低 賃 金	染色整理業	732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)		732 (H20.12.16)	
	鉄鋼業	899 (112.3)	14 (1.58)	912 (111.2)	13 (1.45)	926 (109.6)	14 (1.54)	941 (108.0)	15 (1.62)	957 (106.6)	16 (1.70)	975 (105.3)	18 (1.88)	976 (105.3)	1 (0.10)	996 (104.3)	20 (2.05)	1018 (103.2)	22 (2.21)	1059 (103.1)	41 (4.03)
	はん用機械器具 製造業	870 (108.8)	12 (1.40)	882 (107.6)	12 (1.38)	896 (106.0)	14 (1.59)	911 (104.6)	15 (1.67)	928 (103.3)	17 (1.87)	947 (102.3)	19 (2.05)	948 (102.3)	1 (0.11)	968 (101.4)	20 (2.11)	968 (R3.12.16)		968 (R3.12.16)	
	精密機械器具 製造業	827 (103.4)	14 (1.72)	841 (102.6)	14 (1.69)	856 (101.3)	15 (1.78)	875 (100.5)	19 (2.22)	875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)		875 (H29.12.16)	
	電気機械器具 製造業	837 (104.6)	14 (1.70)	852 (103.9)	15 (1.79)	867 (102.6)	15 (1.76)	883 (101.4)	16 (1.85)	901 (100.3)	18 (2.04)	901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)		901 (H30.12.16)	
	輸送用機械器具 製造業	877 (109.6)	14 (1.62)	890 (108.5)	13 (1.48)	904 (107.0)	14 (1.57)	919 (105.5)	15 (1.66)	936 (104.2)	17 (1.85)	955 (103.1)	19 (2.03)	957 (103.2)	2 (0.21)	976 (102.2)	19 (1.99)	997 (101.1)	21 (2.15)	1,028 (100.1)	31 (3.11)
	自動車(新車) 小売業	859 (107.4)	13 (1.54)	873 (106.5)	14 (1.63)	888 (105.1)	15 (1.72)	904 (103.8)	16 (1.80)	921 (102.6)	17 (1.88)	941 (101.6)	20 (2.17)	943 (101.7)	2 (2.17)	943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)		943 (R2.12.16)	
	各種商品小売業	810 (101.3)	11 (1.38)	823 (100.4)	13 (1.60)	847 (100.2)	24 (2.92)	847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)		847 (H28.12.16)	
	自動車(新車) 同部品小売業	800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)		800 (H19.12.16)	
	発効日	(H26.12.16)		(H27.12.16)		(H28.12.16)		(H29.12.16)		(H30.12.16)		(R1.12.16)		(R2.12.16)		(R3.12.16)		(R4.12.16)		(R5.12.16)	

注) 網掛け箇所は当該年度での金額改正が行われなかったもの(カッコ内は発効日)

2024年 春季労使交渉・協議状況報告 [最終]

愛知県内企業の妥結状況



2024年春季賃金交渉については、6月14日現在、本会集計対象企業210社のうち、176社の妥結を確認しています。本報告は今回をもって最終報告とさせていただきます。次期交渉のご参考になれば幸甚に存じます。多くの会員の皆様にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

<妥結状況の概況>

賃上げ妥結平均額 13,370円^{※1} (アップ率 4.71%)
前年比 +4,101円^{※2} (+1.41ポイント)
妥結平均額は過去最高^{※3}

※1 金額不明の23社を除いた153社の平均 ※2 比較可能な130社の平均 ※3 記録が確認できる1985年以降の比較

[1] 2024年 春季賃金交渉結果

(1) 愛知県内企業集計結果の主なポイント

● 妥結平均額13,370円、アップ率は4.71%となり、妥結平均額については、記録が確認できる1985年以降で最高額となった(過去のピークは1991年の13,024円、アップ率5.61%)。個別企業における妥結金額をみると妥結企業の約3割にあたる52社が15,000-19,999円で妥結となった。 [図表-3、7]

● 規模別では、1,000人以上で15,426円(5.12%)と5%を上回った一方、300人未満では10,436円(3.92%)と4%を下回り、規模間の格差は拡大した。

[図表-1、7]

● 定昇とベアの区別があると回答した138社のうち、ベースアップ(以下、ベア)を回答した企業は、132社(95.6%)で、ベアの平均額は8,788円(前年5,491円)となった。ベアの金額については、10,000-11,999円で妥結した企業が32社で最も多かった。ベアの配分については、一律定額(68社)が最も多く、初任給の引き上げ(53社)、若年層への重点配分(41社)が続いた。 [図表5-1~4]

(2) 概況

今季交渉は、約30年ぶりの高水準で妥結した前年を、さらに上回る水準での要求・交渉となった。連合は、「みんなで賃上げ。ステージを変えよう!」をスローガンに掲げ、賃上げ分3%以上、定期昇給相当分を含む5%以上を基準として要求した。

	妥結額(円)	アップ率(%)
1990年	13,017	5.89
1991年	13,024	5.61
1992年	11,867	4.91
1993年	9,523	3.81
2021年	5,117	1.81
2022年	5,533	1.96
2023年	9,363	3.33
2024年	13,370	4.71

<主要産別組合の回答>

要求に対し、自動車大手では、ホンダ、マツダ、ヤマハ発動機の3社が2月14日に満額を回答し、スズキも集中回答日前に要求を上回る回答をした結果、自動車大手では満額以上の回答が相次いだ。電機大手では、12社中11社で満額（ベア13,000円）を回答し、満額以外を回答したシャープは、13,000円の要求に対し10,000円を回答した。また、鉄鋼・造船重機大手では、前年までは隔年で交渉していた日本製鉄など鉄鋼系は、2024年単年度30,000円を要求した。日本製鉄は要求を上回る35,000円を回答し、JFE、神戸製鋼は満額を回答した。

<全国の大企業への回答(日経新聞社の調査)>

今季の賃上げについて、日経新聞社がまとめた賃金動向調査では、賃上げ額は19,059円、賃上げ率は5.67%となり、1990年のバブル期並みの高水準となった。調査対象のうち、300人未満では、賃上げ額14,430円、賃上げ率は4.58%となった。大手と中小の格差については、「差を縮めるのは簡単ではない。」としている。

<全国の中小企業への回答(連合)>

連合が6月3日に公表した第6回集計によると、300人未満の中小企業の平均が11,361円・4.45%（前年8,328円・3.36%）、連合全体の平均では、15,236円・5.08%（前年10,807円・3.66%）、となっている。また、5月31日の中央委員会において、今季の交渉の特徴を、「(世論、政府・財界など)“多方面での「心合わせ」の積み重ね」とまとめ、たうえで、「スローガンである「みんなで賃上げ」の実現のためには、中小・小規模事業所での賃上げが最大のポイントであり、組織化、より一層の仲間づくりへの邁進に注力することが必要」とした。

<春季労使交渉の評価(経団連)>

経団連は、3月26日の定例会見において、企業が構造的な賃金引き上げの呼びかけを受け止め「真摯な話し合いが行われた結果」と評価したうえで、来年以降も賃上げが維持・強化されてこそ「構造的な賃金引き上げが実現したと言える。」とした。

図表-1 県内企業の妥結状況(本会調査(6/14現在)・執行部了承を含む)

	妥結会社	基準内賃金	年齢勤続	妥結金額(率)	前年妥結比 上段:金額, 下段:率	前年妥結額(率)
愛知県内企業(全規模)	176社	283,661円	39.8歳 15.4年	13,370円 (4.71%)	+4,101円 (+1.41ポイント)	9,363円 (3.33%)
愛知県内企業(300人未満)	55社	265,973円	40.6歳 14.7年	10,436円 (3.92%)	+3,188円 (+1.16ポイント)	7,305円 (2.75%)

前年妥結比は同一企業での比較、前年妥結額は前年同時期の集計であり、集計企業の違いから、前年妥結額と妥結比は一致しない。

※参考(全国大手企業:4/25時点日本経済新聞社調べ, 中小企業:6/5時点連合調べ)

全国大手企業(日経新聞)	360社	336,392円	38.8歳	19,059円 (5.67%)	—	13,568円 (4.06%)
全国中小企業(連合)	3516組合	—	—	11,361円 (4.45%)	—	8,328円 (3.36%)

- (注) 1. 集計方法は、県内企業が単純平均、全国大手企業、中小企業が加重平均。
2. 愛知県内企業の176社中の23社は金額不明等のため集計から除いた。
3. 全国中小企業は2024年6月5日集計結果。同一企業による比較にはならない。

図表-2 前年妥結比 一貫上げ額- [本会調査/全業種]

前年比較が可能な130社、()は前年同時期。

[単位;社]

(1) 規模別

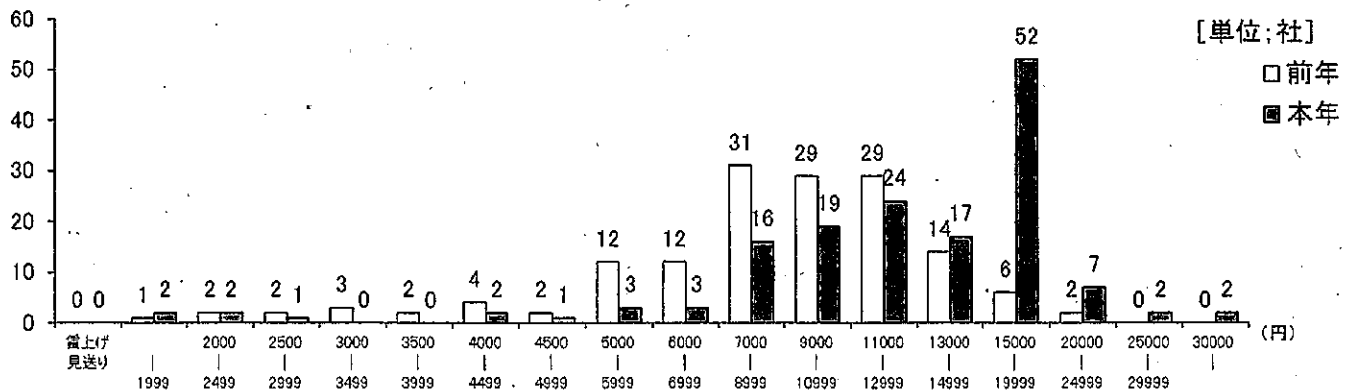
	全業種	製造業	製造業				非製造業
			100人未満	100~299人	300~999人	1000人以上	
上回った	110 (114)	83 (84)	3 (6)	19 (19)	19 (18)	42 (41)	27 (30)
同額	5 (2)	4 (2)	3 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (0)	1 (0)
下回った	15 (9)	8 (6)	2 (2)	4 (2)	2 (1)	0 (1)	7 (3)

(2) 業種別

	一般・精密電気 輸送用機器	鉄鋼、 金属製品、 非鉄金属	化学工業	窯業・ 土石製品	食料品	印刷・ 同関連	繊維工業	その他 製造業
同額	1 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)
下回った	3 (2)	0 (1)	1 (0)	1 (1)	2 (1)	0 (1)	1 (0)	0 (0)

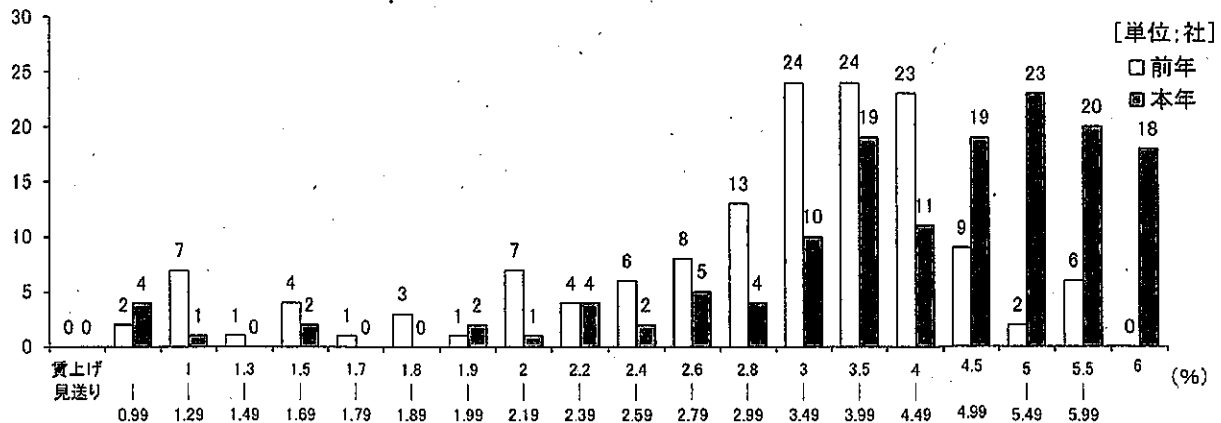
	建設業	運輸業、 郵便業	卸売業、 小売業	その他 非製造業
同額	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
下回った	0 (0)	5 (2)	2 (1)	0 (0)

図表-3 賃上げ額 [本会調査/全業種]



(注) 賃上げ額が判明している153社(本年)

図表-4 アップ率 [本会調査/全業種]



(注) 賃上げ額、基準内賃金とも判明している145社(本年)

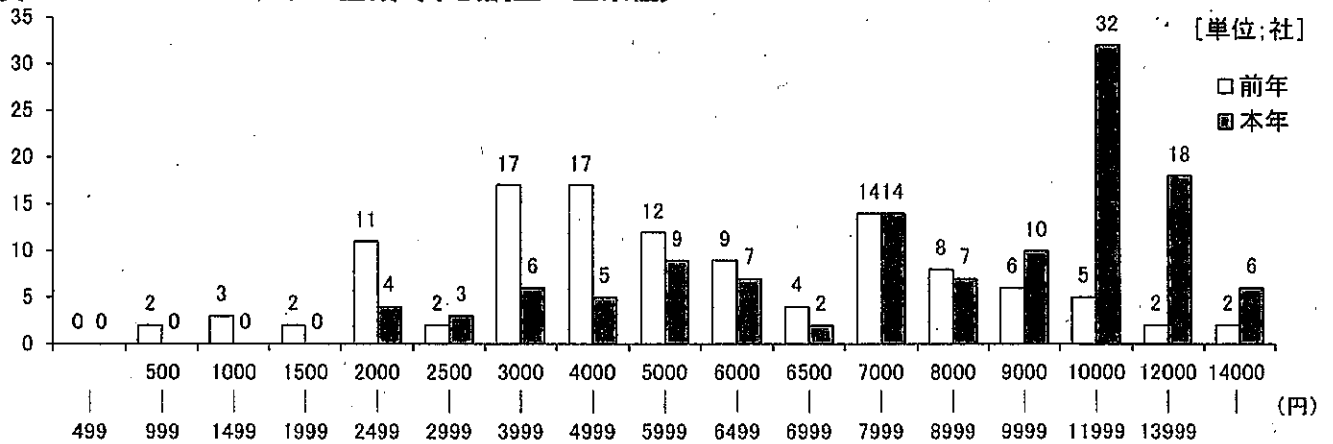
図表-5-1 賃金改定状況 (2024年)

定昇とベアの区別	賃金改定の状況	社数	割合	前年割合
定昇とベアの区別がある	定昇+ベア実施	132社	(75.0%)	(73.9%)
	定昇のみ実施	6社	(3.4%)	(11.9%)
	定昇一部実施	0社	(0.0%)	(0.0%)
	賃金の改定を実施しない(賃金凍結)	0社	(0.0%)	(0.0%)
定昇とベアの区別がない	賃金を上げる改定を実施	26社	(14.8%)	(13.1%)
	賃金の改定を実施しない(賃金凍結)	0社	(0.0%)	(0.0%)
不明		12社	(6.8%)	(1.1%)
妥結企業		176社	(100.0%)	(100.0%)

図表-5-2 定昇とベアを実施した企業における賃金引上げの状況 (2024年)

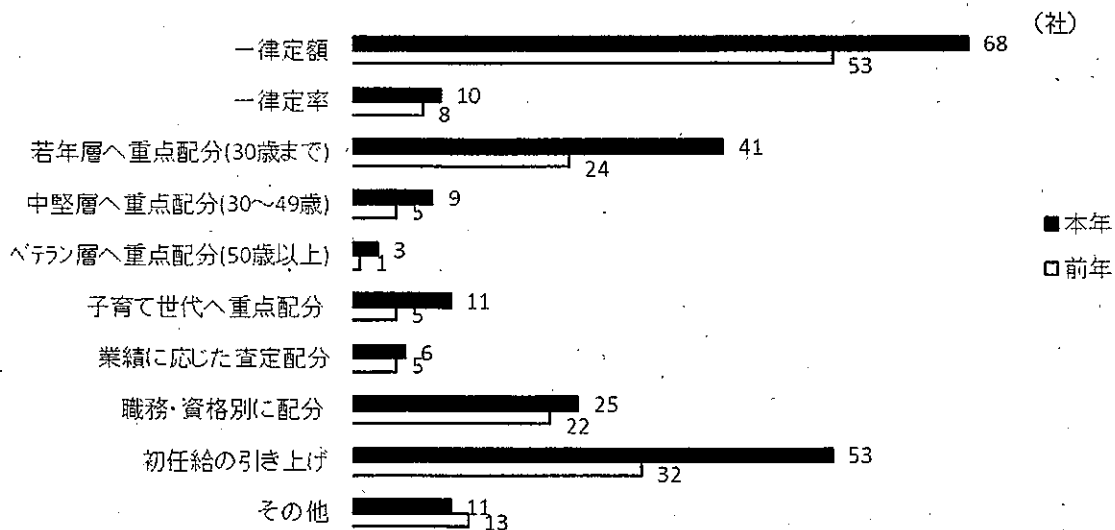
基準内賃金	284,069円	
定昇+ベア	13,857円	(4.88%)
[うちベア]	[8,788円]	(3.09%)

図表-5-3 ベースアップ金額 [本会調査/全業種]



(注) ベースアップを回答した企業 132 社の分布。ただし、金額不明の 9 社を除く (本年)

図表-5-4 賃金改善分(ベースアップ)の配分方法



(注) ベースアップを回答した企業 132 社への質問 (複数選択可能)

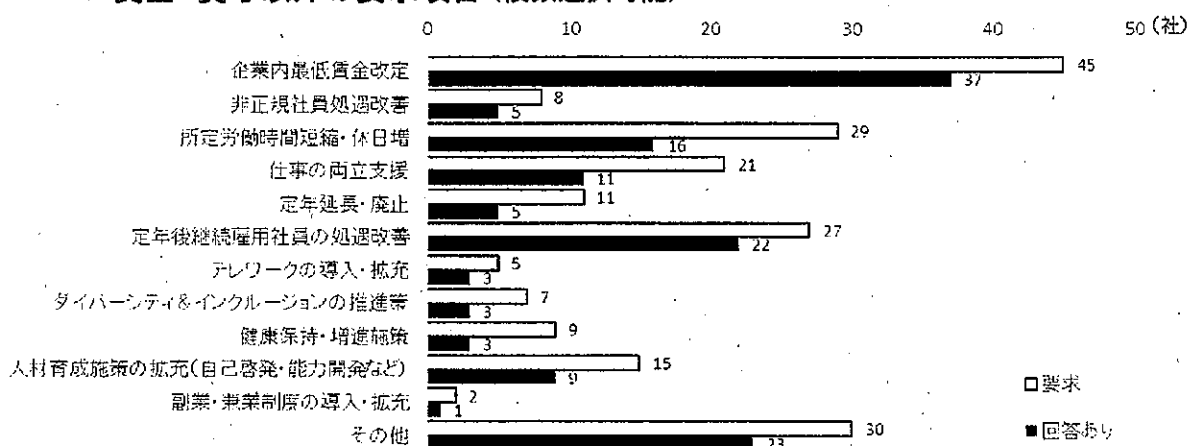
【2】2024年 春季交渉における賃金以外の要求、企業が考慮した要素

今季交渉での賃金・賞与以外の要求項目については、「定年後継続雇用社員の処遇改善」や「所定労働時間短縮・休日増」が多く、「その他」の内容については、家族手当や役職手当などの各種手当の拡充・見直しのほか、フレックスタイム制の導入など、働きやすさに関係する要求が見られた。

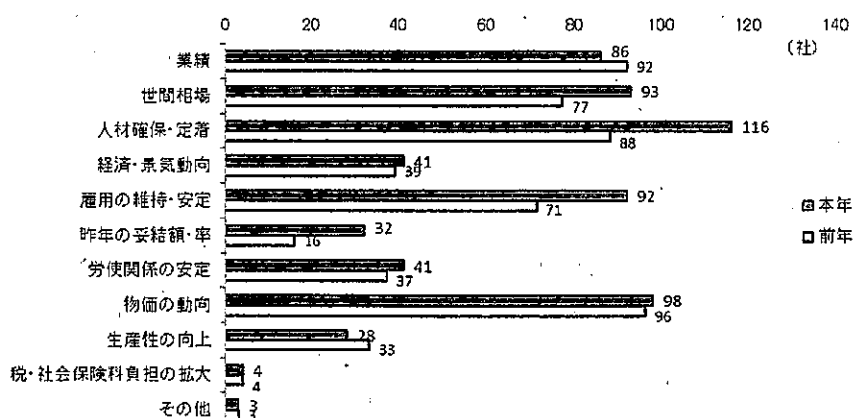
企業が考慮した要素は、「人材確保・定着」が最も多く、「物価動向」「世間相場」が続いている。前年以上に、防衛的な賃上げをした企業が増加したものと考えられる。

[図表 6-1、2]

図表-6-1 賃金・賞与以外の要求項目（複数選択可能）



図表-6-2 今季賃金交渉で考慮した要素（複数選択可能）



【3】今後の労使交渉・協議の課題

東海財務局が6月13日に公表した景気予測調査によると、自動車の認証不正問題の影響や、金属価格の上昇などの影響はあるものの、コロナ禍で落ち込んだインバウンド需要や外食産業の回復もあり、景況判断の先行きについては上昇する見通しとなっている。一方、人手不足は、ますます深刻化しており、中小企業では採用が困難となってきている。このような状況の中、企業が成長を続けていくためには、春季交渉以外でも、労使で継続的にコミュニケーションを図り、働きやすい労働環境の整備と、構造的な賃上げの実現による魅力ある職場づくりを続けていくことが重要となる。

以上

【お問い合わせ】愛知県経営者協会 会員サービス部 / TEL: 052-221-1931

集計結果は、本会『会員専用サイト』(経協レポート>春季労使交渉・協議状況報告)よりご覧いただけます。

※ <https://www.aikeikyo.com/member/>よりお入り下さい。ログインには会員IDとパスワードが必要です。

図表-7

2024年 春季賃金交渉状況：妥結状況（※執行部了承を含む）

【業種・企業規模別平均】

2024年6月14日現在

業種別	集計対象会社数	妥結会社数	《 労 務 構 成 》			《 2024年交渉 》		《 前年妥結比 》	《 2023年交渉実績 》 ※同一対象		
			基準内賃金 円	平均年齢 歳	平均年齢 年	要 求 額 【アップ率】 円 %	妥 結 額 【アップ率】 円 %	増 減 額 【アップ率 の増減】 円 ポイント	要 求 額 【アップ率】 円 %	妥 結 額 【アップ率】 円 %	
全 業 種	210	176	283,661	39.8	15.4	14,995 [5.29]	13,370 [4.71]	4,101 [1.41]	11,186 [3.98]	9,269 [3.30]	
製 造 業	152	127	290,257	39.6	15.9	15,524 [5.35]	14,104 [4.86]	4,274 [1.44]	11,474 [3.99]	9,830 [3.42]	
一般・精密、 電気・輸送用機器	69	59	292,369	39.0	15.4	15,924 [5.45]	14,644 [5.01]	4,139 [1.37]	11,672 [4.04]	10,505 [3.64]	
鉄鋼、金属製品、 非鉄金属	21	19	285,859	38.7	15.5	17,361 [6.07]	16,022 [5.60]	7,430 [2.57]	11,150 [3.93]	8,592 [3.03]	
化学工業	13	12	317,736	39.7	15.5	15,596 [4.91]	14,767 [4.65]	3,572 [1.05]	11,826 [3.80]	11,195 [3.60]	
薬業・ 土石製品	16	10	279,247	41.4	16.1	14,862 [5.32]	11,416 [4.09]	1,724 [0.70]	12,264 [4.29]	9,692 [3.39]	
食料品	16	14	294,703	39.6	15.9	16,216 [5.50]	14,624 [4.96]	4,656 [1.50]	12,700 [4.41]	9,968 [3.46]	
印刷・同関連	6	5	251,247	44.6	20.3	5,871 [2.34]	5,702 [2.27]	▲257 [▲0.16]	6,367 [2.59]	5,959 [2.43]	
繊維工業	6	4	289,799	42.3	19.5	15,816 [5.46]	12,474 [4.30]	3,308 [1.18]	13,834 [4.71]	9,166 [3.12]	
その他製造業	5	4	281,269	37.3	15.0	11,399 [4.05]	13,319 [4.74]	5,574 [2.12]	6,242 [2.12]	7,745 [2.62]	
非 製 造 業	58	49	266,932	40.4	14.1	13,660 [5.12]	11,491 [4.30]	3,744 [1.37]	10,430 [3.95]	7,747 [2.93]	
卸売業、小売業	27	21	272,547	38.2	13.8	15,085 [5.53]	12,748 [4.68]	3,267 [1.27]	11,171 [4.02]	9,481 [3.41]	
運輸業、郵便業	20	20	250,576	42.7	14.0	12,921 [5.16]	10,500 [4.19]	3,988 [1.51]	10,222 [4.20]	6,512 [2.68]	
建設業	4	2	—	—	—	—	—	—	—	—	
その他非製造業	7	6	296,795	42.0	16.2	12,770 [4.30]	11,679 [3.94]	4,254 [1.40]	9,640 [3.29]	7,425 [2.54]	
規 模 別	50 人 未 満	4	3	251,500	43.5	19.4	10,300 [4.10]	7,938 [3.16]	1,463 [0.47]	12,000 [4.99]	6,475 [2.69]
	50 ～ 99 人	15	12	258,468	42.0	14.6	11,779 [4.56]	7,289 [2.82]	1,134 [0.50]	9,105 [3.44]	6,155 [2.32]
	100 ～ 299 人	54	40	269,159	40.1	14.5	12,664 [4.71]	11,537 [4.29]	3,935 [1.40]	9,893 [3.76]	7,602 [2.89]
	300 ～ 999 人	52	43	277,004	38.7	15.2	14,803 [5.34]	13,531 [4.88]	4,468 [1.57]	10,194 [3.72]	9,063 [3.31]
	1,000 人 以 上	85	78	301,509	39.8	16.0	16,917 [5.61]	15,426 [5.12]	4,649 [1.50]	12,743 [4.28]	10,777 [3.62]
	50 人 未 満	4	3	251,500	43.5	19.4	10,300 [4.10]	7,938 [3.16]	1,463 [0.47]	12,000 [4.99]	6,475 [2.69]
	50 ～ 99 人	10	9	264,016	42.2	15.1	11,593 [4.39]	7,924 [3.00]	1,678 [0.71]	8,775 [3.21]	6,246 [2.29]
	100 ～ 299 人	43	30	278,977	39.4	15.1	13,562 [4.86]	12,004 [4.30]	3,699 [1.27]	10,123 [3.70]	8,305 [3.03]
	300 ～ 999 人	34	28	284,283	38.7	15.9	15,406 [5.42]	14,503 [5.10]	5,305 [1.82]	10,568 [3.77]	9,198 [3.28]
	1,000 人 以 上	61	57	307,173	39.5	16.4	17,355 [5.65]	16,411 [5.34]	4,796 [1.49]	13,111 [4.34]	11,615 [3.85]

(注) 1. 集計は単純平均、▲印はマイナスを示す。要求・妥結の「増加率」は対基準内賃金比。
2. 規模別は、全社従業員数により分類した。

【地域別平均】

		《 労 務 構 造 》				《 要 求 》		《 妥 結 》		前年妥結比》		《 2023 年 交 渉 実 績 》 ※ 同 一 対 象	
		妥結 会社	基 準 賃 金	内 平 均 年 齢	均 平 勤 続 年 数	金 額 【777率】	金 額 【777率】	増 減 額 【777率】	増 減 額 【777率】	要 求 額 【777率】	妥 結 額 【777率】	要 求 額 【777率】	妥 結 額 【777率】
		社 数	円	歳	年	円 %	円 %	円 ポイント	円 %	円 %	円 %	円 %	円 %
地 域 別	地 域 計	176	283,661	39.8	15.4	14,995 【5.29】	13,370 【4.71】	4,101 【1.41】		11,186 【3.98】	9,269 【3.30】		
	豊 橋 ・ 東 三 河	8	295,535	41.8	15.8	12,181 【4.12】	10,113 【3.42】	1,923 【0.44】		8,608 【3.14】	8,190 【2.98】		
	岡 崎 ・ 豊 田 ・ 刈 谷	31	292,691	39.2	15.4	15,676 【5.36】	14,613 【4.99】	3,639 【1.17】		12,629 【4.40】	10,974 【3.82】		
	西 尾 ・ 碧 南	5	284,520	39.6	16.7	13,405 【4.71】	12,438 【4.37】	4,328 【1.44】		10,376 【3.75】	8,110 【2.93】		
	半 田 ・ 常 滑 ・ 知 多	12	296,119	39.7	15.8	18,164 【6.13】	16,201 【5.47】	8,523 【2.85】		8,144 【2.78】	7,678 【2.62】		
	尾 張 西 部 ・ 南 部	9	257,985	40.4	16.5	14,296 【5.54】	9,347 【3.62】	2,435 【0.95】		12,114 【4.69】	6,912 【2.67】		
	尾 張 北 部 ・ 東 部	20	277,709	39.9	15.1	15,698 【5.65】	14,111 【5.08】	4,720 【1.67】		12,020 【4.37】	9,391 【3.41】		
	名 古 屋	91	281,311	39.8	15.2	14,588 【5.19】	13,041 【4.64】	3,875 【1.38】		10,929 【3.88】	9,166 【3.26】		

(注 1. 集計は単純平均、▲印はマイナスを示す。要求・妥結の「増加率」は対基準内賃金比。

2. 地域別は下記のとおり分類した。

- ①豊橋・東三河 …… 豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、北設楽郡
- ②岡崎・豊田・刈谷 …… 岡崎市、豊田市、刈谷市、安城市、知立市、みよし市
- ③西尾・碧南 …… 西尾市、碧南市、高浜市
- ④半田・常滑・知多 …… 半田市、常滑市、知多市、東海市、大府市、知多郡
- ⑤尾張西部・南部 …… 一宮市、稲沢市、津島市、愛西市、弥富市、あま市、海部郡
- ⑥尾張北部・東部 …… 春日井市、瀬戸市、小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、尾張旭市、丹羽郡
- ⑦名古屋 …… 名古屋市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、西春日井郡、愛知郡

(注 1. 集計は単純平均、▲印はマイナスを示す。要求・妥結の「増加率」は対基準内賃金比。

2. 規模別は、全社従業員数により分類した。

【妥結金額階層別分布】

	妥 会	結 社	賃 上 送 り	1.0	2.0	3.0	4.0	5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0	18.0	
				~ 1.0	~ 2.0	~ 3.0	~ 4.0	~ 5.0	~ 6.0	~ 7.0	~ 8.0	~ 9.0	~ 10.0	~ 11.0	~ 12.0	~ 13.0	~ 14.0	~ 15.0	~ 16.0	~ 17.0	~ 18.0	
全業種	176	0	0	2	3	0	3	3	3	9	7	8	11	11	13	8	9	16	17	9	21	
製造業	127	0	0	1	1	0	3	2	3	5	3	2	8	8	8	7	5	12	15	9	18	
規 模 別	50人未満	3					1							1								
	50～99人	9			1		1		2	1		1	2				1					
	100～299人	30		1			1	2	1	3	3		1	2	1	3	2	1	3		2	
	300～999人	28								1		1	5	1	4	1		3	3	2	3	
	1,000人以上	57												4	3	3	2	8	9	7	13	
	一般・精密、 電気、輸送用機器	59							1	2	2		1	4		3	4	1	10	8	7	8
	鉄鋼、金属製品、 非鉄金属	19						1					1	1	3	1	1	1	1	2	1	6
	化学工業	12									1					1	1	2		2		2
	窯業・ 土石製品	10							1	1		2		1	1		1			1		1
	食料品	14									1	1		1	3	1		1		1		1
印刷・同関連	5			1	1		1									1						
繊維工業	4							1							1				1		1	
その他製造業	4												1		1				1			
非製造業	49	0	0	1	2	0	0	1	0	4	4	6	3	3	5	1	4	4	2	0	3	
業 種 別	卸売業、小売業	21										2	2	1	2	2	1	3	2	1	1	
	運輸業、郵便業	20			1	2			1		4	1	3	1	1	1			2	1	2	
	建設業	2										1				1						
	その他非製造業	6											1	1		1		1				